

三春町告示第63号

平成28年6月三春町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成28年5月25日

三春町長 鈴木 義 孝

- 1 日 時 平成28年6月3日（金）午前10時
- 2 場 所 三春町議会議場

平成28年6月3日、三春町議会6月定例会を三春町議会議場に招集した。

1 応招議員・不応招議員

1) 応招議員（16名）

1番 新田 信二	2番 本田 忠良	3番 影山 初吉
4番 松村 妙子	5番 山崎 ふじ子	6番 鈴木 利一
7番 佐藤 一八	8番 渡辺 正久	9番 三瓶 文博
10番 佐久間 正俊	11番 小林 鶴夫	12番 橋本 善次
13番 影山 常光	14番 日下部 三枝	15番 佐藤 弘
16番 陰山 丈夫		

2) 不応招議員（なし）

2 会議に付した事件は次のとおりである。

議案第66号 三春町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について
議案第67号 三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第68号 非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
議案第69号 人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
議案第70号 人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
議案第71号 平成28年度三春町一般会計補正予算（第2号）について
議案第72号 平成28年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
議案第73号 平成28年度三春町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
議案第74号 平成28年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第2号）につい
て

平成28年6月3日（金曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1番 新田 信二	2番 本 田 忠 良	3番 影 山 初 吉
4番 松 村 妙 子	5番 山 崎 ふじ子	6番 鈴 木 利 一
7番 佐 藤 一 八	8番 渡 辺 正 久	9番 三 瓶 文 博
10番 佐久間 正 俊	11番 小 林 鶴 夫	12番 橋 本 善 次
13番 影 山 常 光	14番 日下部 三 枝	15番 佐 藤 弘
16番 陰 山 丈 夫		

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長 佐久間 収 書記 久保田 浩

4 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	鈴木 義 孝
副 町 長	坂 本 浩 之

総 務 課 長	佐久間 幸 久	財 務 課 長	佐 藤 保 良
住 民 課 長	遠 藤 信 行	除 染 対 策 課 長	村 田 浩 憲
税 務 課 長	増 子 伸 一	保 健 福 祉 課 長	佐久間 孝 夫
産 業 課 長	新 野 徳 秋	建 設 課 長	伊 藤 朗
会 計 管 理 者 兼 会 計 室 長	遠 藤 弘 子	企 業 局 長	滝 波 広 寿

教育委員会委員長	武 地 優 子	教 育 長	遠 藤 真 弘
教育次長兼教育課長	影 山 敏 夫	生 涯 学 習 課 長	本 間 徹

農業委員会会長	大 内 昭 喜
---------	---------

代表監査委員	大 津 茂
--------	-------

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 平成28年6月3日（金曜日） 午前10時02分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案の提出
- 第 5 町長挨拶並びに提案理由の説明
- 第 6 議案の質疑
- 第 7 議案の委員会付託

第 8 陳情事件の委員会付託

第 9 報告事項

6 会議次第は次のとおりである。

(開会 午前10時02分)

○議長 開会に先立ちまして、脱衣を許します。

…………… 開 会 宣 言 ……………

○議長 ただいまより、平成28年三春町議会6月定例会を開会いたします。
ただちに本日の会議を開きます。

…………… 会議録署名議員の指名 ……………

○議長 日程第1により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、2番本田忠良君、3番影山初吉君のご両名を指名いたします。

…………… 会 期 の 決 定 ……………

○議長 日程第2により、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より6月9日までの7日間といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本定例会の会期は、本日より6月9日までの7日間と決定いたしました。

なお、会期日程につきましては、配布いたしました日程表のとおりといたしますので、ご了承願います。

…………… 諸 般 の 報 告 ……………

○議長 日程第3により、諸般の報告をいたします。

出納検査の結果について、監査委員より、平成27年度第12回、平成28年度第1回、第2回の出納検査報告がありましたので、その写しをお手元に配布しておきましたから、ご了承願います。

…………… 議 案 の 提 出 ……………

○議長 日程第4により、議案の提出を行います。

提出議案は、お手元にお配りしました、議案第66号「三春町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について」から、議案第74号「平成28年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算(第2号)について」までの9議案であります。

…………… 町長挨拶並びに提案理由の説明 ……………

○議長 日程第5により、町長挨拶並びに提案理由の説明を求めます。

鈴木町長！

○町長 おはようございます。本日、6月定例会が開会されるにあたり、現下の情勢を含め、一言ご挨拶を申し上げます。

三春の春を代表する滝桜は、今年も例年通り見事な花を咲かせてくれましたが、暖かかった影響からか、開花が早まり満開までの期間も短く、観光客数は約14万6千人と、前年に比べ2割近い減少となりました。

一方、福島県リアル宝探し「コードF6」や「奥州三春数珠巡り」といった街なか観光にスポットを当てた催しに多くの観光客が訪れ、三春なかまち蔵、福島ガイナックス、更には、今年7月に全館オープンとなる福島県環境創造センターなど、誘客に繋がる施設の充実と併

せ、大いに期待しているところであります。

さて、現在の取り組み状況などでありますが、最重要課題である除染対策事業につきましては、住宅地及び町道の除染を、今年度での完了を目指し取り組んでおります。

また、仮置き場から中間貯蔵施設への早期搬出につきましても、引続き国に要望を続けて参ります。

風評払拭の取り組みといたしましては、首都圏を中心とした催しで、農産物等の直売の実施や、PRアニメーション「みはるのハルミーゴ」による情報発信にも取り組んでおります。

また、原子力災害による避難者のための復興公営住宅の建設も進み、葛尾村の復興住宅では入居が開始されており、引き続き、町としてできる支援を行って行く所存であります。

新たな取り組みとしての地方創生では、人口減少社会への挑戦と地方創生に向けた「人口ビジョン」、「総合戦略」に掲げた基本目標に基づき、今年度は、空き家を活用した移住・定住を促す取組みや、旧桜中学校の有効活用を図り、みはる観光協会、福島ガイナックスとも連携しながら、街なかに観光情報発信のための拠点となる施設計画を検討いたします。

さらに、歴史・文化といった地域資源を生かした取組みを進め、交流人口の増加を図り、住んでみたい、住んで良かった、住み続けたい、と言われるようなまちづくりに努めて参りたいと考えております。

次に、中心市街地における公共施設につきましては、長期的な視点に立ち、検討しなければならない課題であると認識しております。このため、今年度は、施設の現状を整理した上で、専門家の考え方などを取り入れながら、公共施設の配置計画など、基本的な計画を議会と協議のうえ取りまとめたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

第7次長期計画には「豊かな自然・歴史・文化に生まれ 未来に輝く元気なまち 三春」の実現を掲げております。若者や子育て世代への支援、定住・流入の促進、そして、町民の皆さまが住み慣れた地域で自立した生活を営むための、真に必要な施策を行うため、今後とも、ご理解、ご協力をお願いいたします。

それでは、今定例会に提案いたしました議案について、その概要を説明いたします。

配布いたしました議案書、議案説明書のとおり、「三春町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について」など、条例に関する議案が3件、「人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて」の議案が2件、補正予算が4件で、計9議案であります。補正予算につきましては、当初予算後に進展した事業などで、早急に措置すべき経費と、財源の確定があった事業を整理したものが主なものであります。報告事項は、予算の繰越明許費の繰越し2件と事故繰越し2件であります。慎重に審議されまして、全議案可決、承認くださいますようお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

…………… 議 案 の 質 疑 ……………

○議長 日程第6により、会議規則第37条の規定により、提出議案に対する質疑を行います。

これは、議案第66号から議案第75号までの、提案理由の説明に対する質疑であります。

75でなく74。議案第74号までの提案理由の説明に対する質疑であります。

議案第66号「三春町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第67号「三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題としま

す。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第68号「非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第69号「人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第70号「人権擁護委員候補者の推薦につき議員の意見を求めることについて」を「議会の意見を求めることについて」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第71号「平成28年度三春町一般会計補正予算(第2号)について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第72号「平成28年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第73号「平成28年度三春町介護保険特別会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第74号「平成28年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算(第2号)について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

…………… ● 議案の委員会付託 ……………

○議長 日程第7により、議案の委員会付託を行います。

ただいま議題となっております議案第66号から議案第74号までは、お手元に配付いたしましたし

た議案付託表のとおり、各常任委員会に付託、並びに全体会とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会付託、並びに全体会とすることに決定しました。

なお、付託以外の議案についても、各常任委員会において審査されるようお願いします。

…………… 陳情事件の委員会付託 ……………

○議長 日程第8により、陳情事件の委員会付託を行います。

陳情事件の委員会付託につきましては、お手元に配付いたしました陳情事件文書表のとおり、文教厚生常任委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、陳情事件文書表のとおり、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

…………… 報告事項 ……………

○議長 日程第9、報告事項について。

報告第1号「平成27年度三春町一般会計予算繰越明許費の繰越しについて」

報告第2号「平成27年度三春町一般会計予算事故繰越しについて」

報告第3号「平成27年度三春町放射性物質対策特別会計予算繰越明許費の繰越しについて」

報告第4号「平成27年度三春町放射性物質対策特別会計予算事故繰越しについて」

町長より報告がありました。このことについては、お手元に配付しておきましたのでご了承願います。

…………… 散会宣言 ……………

○議長 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これにて散会いたします。ご苦労様でした。

(散会 午前10時16分)

平成28年6月4日（土曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1番 新田 信二	2番 本 田 忠 良	3番 影 山 初 吉
4番 松 村 妙 子	5番 山 崎 ふじ子	6番 鈴 木 利 一
7番 佐 藤 一 八	8番 渡 辺 正 久	9番 三 瓶 文 博
10番 佐久間 正 俊	11番 小 林 鶴 夫	12番 橋 本 善 次
13番 影 山 常 光	14番 日下部 三 枝	15番 佐 藤 弘
16番 陰 山 丈 夫		

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長 佐久間 収 書記 久保田 浩

4 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	鈴 木 義 孝
副町長	坂 本 浩 之

総務課長	佐久間 幸 久	財務課長	佐 藤 保 良
住民課長	遠 藤 信 行	除染対策課長	村 田 浩 憲
税務課長	増 子 伸 一	保健福祉課長	佐久間 孝 夫
産業課長	新 野 徳 秋	建設課長	伊 藤 朗
会計管理者兼 会計室長	遠 藤 弘 子	企業局長	滝 波 広 寿

教育委員会委員長	武 地 優 子	教育長	遠 藤 真 弘
教育次長兼教育課 長	影 山 敏 夫	生涯学習課長	本 間 徹

農業委員会会長	大 内 昭 喜
---------	---------

代表監査委員	大 津 茂
--------	-------

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 平成28年6月4日（土曜日） 午前10時開会
第1 一般質問

6 会議次第は次のとおりである。

（開会 午前10時）

…………… 開 会 宣 言 ……………

○議長 おはようございます。本日は多数の皆様の傍聴、お越しいただきましてありがとうございます。議会に関心を持っていただけることは、執行、議会ともに励みになります。今

後ともよろしくお願いいたします。

開会に先立ち、傍聴者の皆様へお願い申し上げます。

三春町議会では、開かれた議会の一環として、昨年9月に、初めて土曜日の一般質問を開催いたしましたところでございます。

今後は、6月と9月の定例会については、土曜日あるいは日曜日の開催といたしますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。本日は、7名の議員が登壇し、一般質問を行いますので、どうか時間の許す限り傍聴くださりますようお願い申し上げます。

なお、携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードにしてくださいませようお願いいたします。

三春町議会では、省エネ対策の一環として、5月から9月までクールビズを実施いたしております。ノーネクタイでの本会議といたしますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

それでは、脱衣を許します。

..... 一 般 質 問

○議長 ただいまから、本日の会議を開きます。日程第1により、一般質問を行います。

一般質問は、会議規則第52条の規定により、一問一答方式で質問席において行います。質問事項は、質問と答弁がよくかみ合うよう、議案議論となるよう事前通告制をとっております。

また、質問時間は、会議規則第58条の規定により、質問者1人につき、質問全体で30分以内の時間制限であります。

○議長 それでは、通告による質問を、順次許します。

○議長 15番佐藤弘君、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○15番(佐藤弘君) さきに通告してあります3件について質問いたします。

初めに、役場庁舎建設に関する現状についてであります。

役場庁舎建設について「足場を組んで工事をしているようですが、建設はやめたんですか」等、よく聞かれます。私は、「役場は12億で建設することに議会で決定をしましたが、設計後15億以上かかるという話があり、町当局が建設を一時中断する決断をし、今に至った」と話をしています。

議会も役場建設をあきらめたわけではない。今、町当局と庁舎建設に当たり、特に中心市街地において検討すべき公共施設について整理を行い、公共施設整備基本及び配置計画の策定に向け協議を開始したところであると認識をしておりますがいかがでしょうか。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本副町長！

○副町長 役場庁舎建設事業につきましては、平成26年4月に基本設計がおおむね固まり、概算事業費を試算したところ資材費と労務費の高騰により、予算額に大幅な不足を生じることが判明したことから、議会と協議を重ね、同年5月に、建設物価の状況などを見極めるため、当面の間、役場庁舎整備事業を凍結することといたしました。

その後、昨年11月に外壁の一部が落下したことから、急遽、庁舎外壁全面の点検調査を実施し、落下の危険性のある箇所については、足場を組んで落下防止の緊急修繕を行い安全性の確保を図ったところであります。

しかしながら、今回の修繕は耐震補強工事を実施したのではなく、耐震性能が向上したのではないことから、引き続き庁舎建設の検討に取り組まなければならないと考えており

ます。

取組みに当たりましては、公共施設を集積してきた中心市街地において、この役場庁舎をはじめ町民図書館や中央児童館が、老朽化や町民のニーズに合わなくなってきており、整備が課題となっていることを踏まえ、お質しのとおり、今年度、公共施設の現状を整理し、配置計画などについて議会と協議を行い、公共施設整備基本構想として取りまとめたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○15番(佐藤弘君) 小学校の再編に関する方針についてお尋ねいたします。

中学校再編の時に、三春町学校等の施設整備検討委員会より、「小学校の再編方針については中学校の再編計画が実施され、複式学級が出現した段階において再検討を行うことが必要である」と答申を受けていたにもかかわらず無視をしてきた。再編に対する方針は「地域の声を聞いて検討」でした。それは誰が聞いても方針などというものではないと言います。

最近、再編について初めて方針(素案)を出しました。全ての学級において複式学級になったら再編を検討するということ。さらに地域から要望があったら望ましい学校のあり方について議論をしていく等、再編をしないための方針ではないかと思われませんが、完全複式学級になるまで再編は考えないのか、地域の要望で考えていくのか、明確な答弁をお願いいたします。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

遠藤教育長!

○教育長 お答えいたします。

平成28年3月開催の三春町町立学校再編等調査特別委員会におきまして、ご報告いたしました「町立小学校再編等に係る対応について(素案)」、こちらでございます。これは、小学校の児童が減少していく中で、今後、小規模な小学校に対し、どのような対応をしていくべきか、教育委員会の方針案としてまとめたものであります。

対応すべき手法としては、当然ながら学校の再編も想定しております。そして、方針策定に際しては、あらかじめ一定の基準を定めておくことが肝要であると考えております。

このため、教職員の配置数が適正規模校より大幅に削減される完全複式学級段階が、学校運営の困難さが著しくなり、ひいては、児童に対しても、学習環境面で十分な配慮が難しくなる可能性があることから、完全複式学級へ移行する場合を、再編を検討する基準として設定いたしました。

なお、この再編についての考え方につきましては、今後、小規模校の保護者の方々を主な対象として、小学校ごとに説明させていただく場を計画的に設けたいと考えております。そして、教育懇談会等において、話し合いや意見交換を重ねて参ります。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

佐藤弘君!

○15番(佐藤弘君) ただいまの答弁なんですけれども、私の質問に対する答弁ではないんじゃないかと思えます。

というのは、私は全ての学級において複式学級になったら再編をするのかと。または、地域の声で再編をするのかどうなんだと、こういう質問であります。このことについて再度お

聞きしますので、明確な答弁をお願いをしたい。

○議長 遠藤教育長！

○教育長 お答えいたします。

完全複式学級になるまで再編は考えないのかと。これに対しまして、「はい」とか「いいえ」とかいうことで答えますと、いろいろ誤解を招きやすいというふうに思いましたので、答弁者側の論理で答えさせていただいたところです。

完全複式ということのを唯一のよりどころとしてしまいますと、例えば、地元の皆さんが再編を望んでも完全複式になるまで再編は一切考えないと、こういうことになってしまいますので、また一方で、地元校を存続させたいと願っても、基準なので再編を進めることになるということで、血の通わない硬直した考えに立って考えることになってしまいますので、そういうことはしないということでございます。柔軟に地元の意見を尊重して結論をとともに導いていくと、こういう立場でございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長 質問があればこれを許します。

佐藤弘君！

○15番(佐藤弘君) 今の答弁ですと、方針でも何でもなし。私が言っている中身に触れざるを得ない。再編等についての方針でありますから、どの場合に再編をするのかということ打ち出さなければ方針でも何でもなしですね。素案で言っているのは、完全複式になる場合、再編等を含めて検討をしていくっていうことは、うたっているんですね。したがって、完全複式にならなければ検討をしないということなんですよ、誰が見ても文章上は。

もう一つは、地域での声を聞いていく。聞いていくというか、地域の声で再編するなどということは、どこにも書いてはいない。ただ、地域の声があれば再編を進めて、いろんな方面で議論をしていくと、こういう書き方なんです。

今、教育長が答弁したように、片っ方きちっと書けば片っ方があれで血の通わないなどと言いますが、全くこの方針では血が通ってないんです。どっちだかわからない。とり方によっていろんなとり方があると。

したがって、具体的に言わせてもらえば、複式になってない、まだ複式になってない、小規模校で。再編してくれと、これが地域の声だと言った場合は、仮に再編をする。片方は何も言わないから、完全複式までそのまま置く。教育委員会の方針ちゅうのは何なんですかと。片方は、地域から声があっても、いやまだまだ、まだまだまだ言って延ばした。完全複式になったときによく考える。

私の言ってるのは、矛盾あるかもしれませんが、教育長が言ってる答弁はそういうことなんです。どっちでもとれるように、それが血の通ったって言っているんです。本当にそれが血の通ったやり方なんでしょうか。地域の格差を生むようなやり方は、やっぱりすべきではない。方針でありますので、きちっと、この場合、こうしますよというものを出して、出した上で地域と答弁、答弁ていいますか、話し合いをしていくと、こういうことだと思うんですね。それが別々に書いてある。ただ、最初にあるのが、完全複式になったら考えるということなんです。

まず、教育委員会として、どういう状況のときに再編なのかという、そのことがどこにも出てない。ただ検討する、検討する、考える、それからというふうにしかどこにもない。

さらに言わせていただければ、答申、これは複式になると、そういう時点で考えるっていう答申なんです。したがって、複式が2つだとか、完全だとか関係なく、複式になるというときに考えなさいよという答申なんです。そういう答申があったということも書きなが

ら全然無視している、このことも理解ができないんです。そのことも含めて再度答弁をお願いしたい。

○議長 当局の答弁を求めます。

遠藤教育長！

○教育長 後半の部分について先に答弁させていただきます。

平成19年に学校等の施設整備検討委員会から答申がございました。佐藤議員様の言われるとおり、今のような中身でございました。

これにつきましては、私ども決して無視をしておるわけではございません。当時、沢石小学校が既になっておりますけれども、平成26年4月から複式ができるということでございまして、校長と連携を強化して注視して参りました。保護者の皆様にもその旨はお伝えして参りました。

実態として、小学校の運営に支障がない状況であること。それから、保護者の皆様からも複式であるために困っているというような具体的な話もなかったことから、すぐに再編を検討する段階には至っていないというふうに判断をいたしております。決して答申内容を軽視したり、無視したりしたわけではございません。

それから、再度繰り返しになる部分がございますが、完全複式という基準を示させていただきました。完全複式になるのは、平成何年度であるということは、私ども住民課のほうからの情報を得て、子供の数については0歳児から5歳児まで把握ができます。ですから、将来、完全複式が予想される年度、または、完全複式に近い状況になる年度というのは大体予測がつきます。

そして、再編も想定して、児童数の推移などの情報を保護者や地域の皆様に提供して、情報を共有して再編も想定して考えていくと。そして、ともに児童のよりよい学習環境について考えていくということにしていきたいというふうに思っております。これは方針ということでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長 質問があればこれを許します。

佐藤弘君！

○15番(佐藤弘君) 質問についての私から言えば、全く答えになっていないと、こう思うんでありますけれども、何度聞いても同じ答弁になるんではどうしようもないんで、整理してお聞きしたいんですけれども、「完全複式段階へ移行することが見込まれる場合を再編等を検討する基準として」って素案に書いてあります。この「移行することが見込まれる」というのは何年前の話なのか。

要するに、子供何人生まれたということであれば、6年先、入学は大体こうだとかって、こうわかるわけですね。その時点でのことを言ってるのか。要するに、完全複式になる2、3年前、もう6年前にわかっているんだけど、2、3年前になってから検討を始めるのか。そのことを一つお聞きしたい。

あとは、基本的に地域の声で具体的には再編を考えるのか。これ今までも言ってきておりますけれども、最終的には完全複式が増えてきた。いろいろあってもやっぱり一番重要視するのは地域の声なんだよと、こういうことなのか。そのことについて確認をしていきたいと、こう思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

遠藤教育長！

○教育長 2つあったかと思いますが、順序よく答弁させていただきます。

まず、6年前なのか2、3年前なのかということでございますが、これは私ども考えておりますのは、沢石小学校は平成26年度から既に複式でやっております。中妻小学校は来年度から今のままですと、なる可能性を秘めております。

その他のものにつきましても、地域につきましても、0歳児、1歳児まで含めると、まだはっきりはしておりませんが、ある学校も考えられます。そういうところに出向いて、こちらのほうから情報を差し上げて考えていきたいというふうに思っておりますので、6年前からといいますかね。長い時間をかけて、いい結論を地元とともに、保護者とともに導いて参りたいというふうなのが基本的な考えでございます。

それから、すみません、もう一つのほうですね。地元を優先なのかということでありますが、これは平成19年の町長さんのほうで諮問した検討委員会ですね、組織した検討委員会、そちらの中にも書いてございますが、保護者、地元、地域の方々との協議を進められるということが書いてございます。

それから、実は、平成27年に文部科学省で手引を出してございまして、その手引も「適正規模・適正配置等に関する手引」ということでございますが、この中でも繰り返し保護者、地元との協議を大切に下さいと書いてございます。

それから、私どもが先ほどお示ししました素案につきましても、繰り返しその言葉を述べてございまして、やっぱり地元、保護者の方々の意見は重要視して考えて参りたいというふうに考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

佐藤弘君！

○15番(佐藤弘君) 何か質問を私がしていることを理解していないのかなと思うんです。

今、一番最初の答弁に沢石が複式2つと。6年前から早目にと、こういう話の答弁をしました。私はそういうことを言ってるんじゃないんです。素案にある完全複式学級段階へ移行することが見込まれる場合、見込まれる場合ってというのは、6年前なのか、2、3年前なのかと聞いているんです。完全複式になる、そのときに再編等を検討する基準として設定すると、こういう書き方をしているんですよね。

今の話は全然、完全複式関係なく、さも再編をもう考えているみたいな話、違うんですか。沢石と違って具体的に出しましたけど、完全複式につて素案は書いてあるわけですけども、これについて私質問しているんですから、お答えをお願いします。

もう一つは、地域の声云々、それは地域の声も完全複式のときも検討するという両方書いてあるんで、両方云々であれば、どちらがまず優先するんですかっていう聞き方をしているんです。だから、当然地域の声を聞きますと、当たり前のことですよ。そうじゃなくて、完全複式になるまで待ってて検討を始めるのか。それよりもやっぱりその前に地域の声があれば、そっちがやっぱり主に教育委員会としては考えていきますよと言っているのか。最初からそういうことを聞いているんですけれども、再度精査をして答弁をお願いします。

○議長 当局の答弁を求めます。

遠藤教育長！

○教育長 繰り返しになる部分もございますが、申し上げます。

完全複式にという基準を私どもは設定をいたしました。その基準に、基準というものは、もう何年も前から予想することができます。その予想する段階で考えていきたいというふうに思っております。そのときには、地元の皆様、保護者の皆様と考えていくということでございます。

それから、完全複式になるのと地元、どちらが優先だということでございますが、これは大変二者択一を迫られているのかもしれませんが、これもはぐらかすようで申しわけありませんが、どちらがということは言えないのではないのでしょうか。総合的に判断してということしか言えないと思います。どちらが先でも、やっぱりより良い学習環境を導くのであれば、どちらが優先しても構わないというふうに思っております。

○議長 質問があればこれを許します。

佐藤弘君！

○15番(佐藤弘君) 最後にお尋ねをしますけれども、完全複式になったら、問題提起しながらいろいろ検討していくと。これは完全複式になったら再編をするということではないですね、書いてあるのはね。その他の方法も含めて話し合いをしていくということですから、完全複式になろうが何になろうが、再編というのとはとにかく、このときに再編をやるというようなことではないとうたっていることが間違いないのか、1点。

2点目は、地域の声を聞くと、話し合いをしていくと。どっち優先だかっていう話をしましたけれども、仮にどっち優先になるかは別として、片方の地域については複式関係なく地域の声聞いたと、聞いて再編をした。片方は、何も言ってこないから、完全複式までいってから提起をすると、こういう地域格差がある教育方針でいいのかどうなのかだけお尋ねをいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

遠藤教育長！

○教育長 1点目につきましては、そのとおりでございます。

2点目につきましては、要望ですね、地域の要望。ちょっと2点目につきまして、はい、はい、わかりました。失礼いたしました。

格差ということではありますが、これは平成19年に学校等の施設整備検討委員会というのを組織して答申をいただいておりますが、私ども担当部署といたしましては、学校を設置するのは町当局でございますので、私どもは町長さんのほうに、こういう委員会を設置していただくようお願いしたいということになろうかと思っております。そこで、地域格差というものを考えながら、大局的に町の教育行政を考えていただいて、答申をいただくということになろうかと思っております。そこまで、私どもが答えるのはそこまででございます。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

佐藤弘君！

○15番(佐藤弘君) 最後につて私も言ったんで聞いてならないのかと思いなながらも、答弁になってない。本当にわかっているんでしょうかね。

学校は、町長のほうだ。そういうことを私は一言も聞いているんじゃないです。教育委員会の方針としてどうなのかという聞き方をしているのに、なぜそこに話が行くのか。教育委員会の方針として地域の声で再編を何とかもうしてくれと、こういう声があったときに、片方はわかったと、いろんな議論の中で再編をしたと。ほかは声がないからやらない。こういうようなことでは、おかしいんじゃないかと、そう思いませんかと、聞いているだけなんです。

そういう複式でも何もなくて、来年から複式が始まるのか、3年後に始まるのかくらいで、とにかくもう再編をしてくれと言われたときに再編をするということであれば、その他の地域も含めて、声のない地域も含めて再編について具体的に検討すべきだろうと、私

は思うので、そういう答弁が来るのかなと思っているんですけども、全くそういう答弁になっていない。

再度聞きます。地域の声で再編をする場合、地域格差が、要するに地域格差ちゅうのは、それよりも考えてみて、もう複式2つある、沢石2つあると言いましたけれども、そういうところでは声が出てこないから触れない。これでいいのか。そう思っているんですか。このことだけ再度お聞きをしたい。答弁してください。

○議長 当局の答弁を求めます。

遠藤教育長！

○教育長 繰り返しになる部分があって申しわけございませんが、教育委員会としましては、地域ごとのいろんな意見が出てまいりました場合には、それを調整するという事は、やはり教育委員会としてはできるものではないというふうに思っております。これは、先ほどそこで町当局という言葉が出てくるんですけども、町当局がやはり先ほど申し上げました、平成19年度のような学校等の施設整備検討委員会というのをつくって、やっぱり教育行政を大局的に見ていただくということになろうかと思っておりますので、そこで町当局という言葉が出てまいります。教育委員会としては、そういう地域ごとに違った意見が出てくれば、それを町のほうに適切に報告をし、今のような方向になっていくのではないかというふうに予想をいたします。

○議長 鈴木町長！

○町長 学校の統合については、町が設置者であります。そんな関係から、今、教育長からいろいろ答弁をいたしましたけど、私から補足をしたいと、このように思います。

小学校は、基本的に中学校の統合とは違うと私は思っております。中学校の統合は、保護者からの要望が、強い要望があって統合をしました。ですから、二巡ほど町内懇談会をいたしましたけど、反対の意見というのはほとんどありませんでした。ただ、登下校の安全対策については、いろんな意見が出されましたので、その対策を講じてきました。

小学校は、中学校とは基本的に違うと思っておりますから、町と教育委員会では考え方が一致しております。ただ、今、議員が心配されるように、1校から例えば要望が出たら、ほかの学校のことはどうするのかというような意味合いの質問かなと思いましたが、町は今までも答弁してきましたけれども、保護者、地域からの統合の要望、希望があれば町は一緒になって統合について考えますと、こういうふうに申し上げてきました。したがって、希望がないところまで町が一方的に統合を進めると、こういうことには無理があると、このように考えております。したがって、全学級が複式になる前に、もしどっかの地区から統合の要望があった場合には、これはやはり聞く、地区の要望、意見というのは最重要でありますから聞いて、一緒になって検討すると、こういうことであります。

希望のないものを無理やりに、町が一方的に統合を進めるということは考えていないと、こういうことをご理解をいただきたいと思っております。

○議長 質問があればこれを許します。

佐藤弘君！

○15番(佐藤弘君) まさか町長まで答弁に加わるとは私は全く予定をしていなかったわけでありまして、町長の言ってることは、それなりに、いいか悪いかは別として一貫した言い方をしていると思うんですけども、教育長の答弁、私はやっぱり教育委員会の方針としてどうなのかという尋ね方をずっとしているものですから、最後にいきまして、地域の声等について、それを教育委員会がちゅうのは、できませんっていうみたいな答弁、それ

は間違いという答弁をされると、素案の中に地域の声を聞いていくなんちゅうのは、方針に書いてある自体がおかしいんじゃないかと私は言いたいですよ。教育委員会で触るところではないと教育長が言ってるんだから、方針の中に地域の声聞くなんて書かないでほしい。この次から、こういう言葉は、これは町側でありますので、教育委員会としては、地域の声は全然聞いていくということは言えません。町のほうに言っておきますくらいの話になります、というような話なんだろうと思うんですよね。教育長言ってるのはそういうことだよ。

私はそうじゃなくて、教育委員会は教育委員会の考えを、これはきちっと持つ。町は町の考えがあるでしょう。その中で一緒になってどうするんだという、当然そういうことだと思っただけです。私は、町云々じゃなく、教育委員会としてのまず考え方がどうなのか。地域で声があれば、やっぱりその声は優先して検討をしていくと。当然そうなりますよねっていう答弁になるのか、いや、あれは全然っていうふうになるのか、その辺が整合性が全くとれない。完全複式になったら検討するということと、どっちが先か云々じゃないとかって言っただけから、我々も聞いているほうも、あれ何だべ、方針どっちなの。あれ、かえって地域に心配をかける。地域からすれば、こうなったら皆さんと一緒に話はしますよと、こうきちんとしとけば、ああそうなったときは話いろいろ町のほうで、教育委員会のほうでしてもらえんだな。そうでないとずっと何にも話してもらえないのかなという受け止め方になるんで、その辺どうなのか。

もう一つは、地域の声でやるちゅうことであれば、地域の声でやると一本そこでっていう言い方をすればいいんですけれども、そう聞くと、いやもう一つは、やっぱり完全複式になったら、なる見込みがあれば考えると、こういうようなことを言われると、どっちなのかって出ますよ。

したがって、最後にもう一度お聞きしますけれども、地域の声があった場合は、十分地域の声を優先的に考えていくと、こういうことでよろしいのでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

遠藤教育長！

○教育長 なかなかご理解がいただけなくて、話すほうも反省をしないといけないのかしれませんけれども、繰り返しになりますけれども、住民の皆さん、それから、保護者の皆さんを、私どもが教育委員会として受けとめる機関でありますので、十分に受けとめて参りたいというふうに考えております。その上で、先ほど言いましたように、教育委員会の意見をまとめて町当局とやりとりする場面もできるかというふうに思っております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(やめますの声あり)

○議長 では、第3の質問を許します。

佐藤弘君！

○15番(佐藤弘君) 理解が得られないのが残念だと言われると、理解しない私が悪いように聞こえますので、そういう言い方はなしにさせていただきたいと思っております。

3点目であります。定住促進に関する工業団地・宅地等の造成についてお尋ねいたします。

今、どこの町も人口減少、少子化が重要課題になっており、それらに対する取り組みも様々であります。定住してもらうには、働くところ、住むところがなくてはなりません。

1点目として、三春町の田村西部工業団地三春分はほぼ完売であり、今後、工場誘致に関してどのように考えているのか、お聞かせ願います。

2点目は、宅地造成について、町として検討されていると思いますが、現在または今後計画があればお聞かせ願います。

○議長 第3の質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 第3の質問にお答えいたします。

まず第1点目につきましては、今回の住友電工の田村西部工業団地への進出により、公営の工業団地はほぼ完売となるわけですが、今後は当面の間、町内の空き工場のあっせん、紹介、または空き公共施設の活用などを勘案しながら、工場誘致を進めて参りたいと考えております。

工業団地の造成につきましては、周辺市町村の工場用地の供給状況、企業動向や経済状況などを見極めながら、必要に応じ専門的な視点も加えながら、可能性の調査も必要と考えます。

また、工業分野の振興とあわせて、通年型観光の推進、6次化も含めた農業振興、さらに空き店舗対策による商業・サービス業の振興など産業全般の振興を図り、働く場の確保に努めて参りたいと考えております。

第2点目の質問にお答えいたします。

町の宅地造成につきましては、平成26年度に町有地の有効利用として、2地内に9区画を整備し、分譲販売を行い、8区画が分譲済みであります。

昨年までの宅地の需要については、東日本大震災などの被災者による土地取引が増加しておりましたが、今年に入り、水道などの加入申し込みが低迷している状況であることから、土地の需要は景気の鈍化傾向などつかみにくい状況ですが、今後も動向を見極める必要があると思われまます。

こうした中、復興計画が進むにつれて仮設住宅も集約されると、町有地の跡地を利活用としての宅地開発や、小学校区単位での中規模住宅開発は、需要があるのではないかと考えております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 11番小林鶴夫君、質問席に登壇願ひます。

質問を許します。

○11番(小林鶴夫君) 議長の許可のもと、昨年10月に作成いたしました三春町まち・ひと・しごと創生総合戦略について質問いたします。

作成した三春町人口ビジョンと総合戦略については、今年の3月定例会でも質問いたしました。作成した人口ビジョンでは、平成72年、すなわち西暦2060年で、というと、これから4年後のことになりますけれども、人口を現在の約1万7,000人を1万2,000人程度は維持するとのことでした。これでは余りにも先の長い話で実感がわきませんので、総合戦略の最終年の平成31年の人口を質した結果、1万6,300人程度を想定するとの答弁がございました。再質問で、想定でなく目標にしますという答弁をいただきました。

その総合戦略というのは、人口の将来展望、すなわち人口目標を目指すために基本目標や具体的な施策をまとめたものでございます。基本目標は4つ掲げられておりますので、それらについては、3月定例議会で質しましたので、今回はさらにそれを具体的に伺いたいと思っております。

1 番目に、総合戦略には4つの基本目標が掲げられ、それらに対して具体的な数値目標を決めて取り組むことになっておりますけれども、現在、最重要だと考える戦略を3つないし4つほど教えていただいて、それに対して現在どのような取り組みがなされているのか伺います。

2 番目に、総合戦略、基本目標4番目にある「魅力ある安心な町の創出と地域間交流の推進」というのがございます。この基本方向として、中心市街地の活性化推進の魅力向上の主な取り組みの一つとして、土蔵や歴史的建造物の保存活用がございます。対象と考えている歴史的建造物というのは、どういうものを具体的に考えているのか、お伺いをいたします。

3 番目に、今年の滝桜への人出は、目標の20万人を大きく下回り、観桜料を支払った方は12万人にも届きませんでした。無料来場者を含めて約14万6,000人とどまってしまいました。今年は、桜の開花が早くなったことが大きな要因と思われまます。

他方、観光地の情報などが新聞に報道される機会が非常に多くなっていると思います。そのようなことも相まって滝桜への人出が、かつての20万とかあるいは30万人は今後望めないのではないかなと思われまます。

総合戦略にもございます特色ある観光産業の振興として、通年観光が掲げられておりますけれども、これからの通年観光で最も取り組むべき課題は何であるか、お伺いいたします。

さらに、観光協会が役場脇から貝山の桜中学校に移転して、現在、役場脇は観光ガイドの会の出先となっております。町なか観光客に対してきちっと対応するためにも観光窓口が必要かと思われまますけれども、ちょっと町の考えをお伺いいたします。

そして、今年の3月まで無料でありました観光ガイド、4月から観光ガイドを頼むと1人200円の有料となりました。総合戦略にも、町なか観光ガイド等の申込者数を、平成26年655人の最終年の平成31年には1,000人に増やす目標となっておりますけれども、観光ガイドが有料になったことに対して町の考えはどう考えられておるか。とあわせて、今シーズンの観光ガイドを利用した数をお伺いいたします。

4 番目に、総合戦略の最終年は、平成31年ですけども、先の3月定例会でも新たな工業団地、住宅団地造成、ふるさと納税に対して特色ある対応、子育て支援など多くの議員から提言されました。

今、前の質問でも工業団地、住宅団地の質問がございましたけれども、そこら辺は難しいちょっと戦略に関しては、今も答弁もありましたとおり、社会情勢の動向を見極めてからという方針が出されておりますけれども、この総合戦略っていうのは、もう全国自治体どこでもやっていることとございます。残された4年間で待ったなしの状況かなと思われまますけれども、現在の社会動向をどのように考えているのか、捉えられているのか、お伺いいたします。

さらに、最後に、総合戦略の出生率ですけども、現在は三春町は出生率1.4人、単位は人数をつけちゃいけないのかもしれんけど1.4、最終年には1.6にするというふうになっておりますけれども、この達成の見通しについてお聞かせ願います。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 質問にお答えいたします。

昨年10月に策定した「三春町まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、戦略的な事業により達成を目指す4つの基本目標を定めております。

基本目標の1番目「しごとの創出と多様な人材の育成」については、「観光産業振興のための観光拠点の整備」「空き店舗や蔵を活用する事業者への創業支援」などに取り組んでおりま

す。

基本目標の2番目「三春町への新しいひとの流れの創出と定住化の促進」については、「空き家の利活用推進のための改修費等の助成」や「東邦銀行との包括連携協定に基づく住宅ローンの金利引き下げ制度の創出」などに取り組んでおります。

基本目標の3番目「結婚・出産・子育ての希望がかなう環境の創出」については、「結婚を目的とした若い世代への出会いの場の創出」や「第2子に対する保育料の半額化」などに取り組んでいます。

基本目標の4番目「魅力ある安心なまちの創出と地域間交流の推進」については、「高齢者の地域生活を支援するにこにこ元氣塾の開催」や「スポーツ団体の受け入れなどによる首都圏自治体との交流」などに取り組んでおります。

2点目のご質問でございますが、歴史的建造物には明確な規定はありませんが、一般的に建築後50年以上経過したもので、明治・大正・昭和前半のものを指すことが多いようです。今回の総合戦略においては、町民から親しみのある、将来残しておきたい観光資源となり得る建造物を想定しております。

これまでに町では、郷土人形館、大町のふれあいの蔵、文化伝承館、なかまち蔵などの整備、活用を行ってきました。年間でも飲食店としての活用例もあることから、今後も土蔵などの利用の促進を図るとともに、歴史的建造物の保存・活用にも取り組んで参りたいと考えております。

3点目、三春町の通年型観光の基本的考え方としては、町の規模や、受け入れ態勢の実情から、小規模・少人数での誘客を図ることが望ましいと考えております。地域ならではの観光商品による誘客、いわゆる着地型観光で、体験などを組み合わせた商品の開発が必要であります。

一昨年よりまちづくり公社と連携し、年間5本から10本程度の着地型の体験事業などを実施しており、少しずつではありますが、定着している事業もあります。今後も様々な観光資源を活用して事業に取り組んで参りたいと考えております。

また、情報発信も重要な課題と考えており、ホームページの充実はもちろんのこと、動画サイトの活用など、様々な方法で情報発信を進めて参りたいと考えております。

町なかの観光窓口については、現在、なかまちの蔵の「花かご」がその業務を担っておりますが、十分ではないとのご意見もあります。ご指摘のように中心市街地の観光窓口は必要であると考えており、中心市街地の活性化につながる施設とあわせて、しかるべき場所に観光窓口を設置できないか検討して参ります。

観光ガイドの会による観光案内の有料化ではありますが、ガイドの育成及び会の充実を図る目的でのことと聞き及んでおります。自主的運営を目指すものとして評価できるものと考えております。なお、今年4月の観光案内利用者数は13団体で208名との報告を受けております。

4点目であります。人口減少は、少子高齢化などの影響により、全国の自治体で加速化している状況にあります。こうした状況に歯止めをかけるための計画が総合戦略であり、町では冒頭に申し上げた4つの基本目標ごとに数値目標を掲げており、それぞれ町内就業者数、年間転入者数、合計特殊出生率、年間転出者数を改善することを目標にしております。

こうした数値目標は、町内就業者数や年間転入者数が増えれば、合計特殊出生率の改善が図れるなど、密接に関連しているものであります。

町としては、こうした内容を踏まえ、それぞれの数値目標を達成するために、総合戦略に

位置づける施策を総合的・効果的に実施し、人口減少にできるだけ歯止めをかけたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長 質問があればこれを許します。

小林鶴夫君！

○11番(小林鶴夫君) 初めの総合戦略の中で重要と考へているもの、というのを質した結果、基本目標の1から4について答弁がございました。これは、前回の3月定例会でもやったところでございます。その内容が今回の議会報にも詳しく出ておりますので、このことについて、本当はさらに掘り下げてちょっと議論したかった気持ちなんですけれども、改めて基本目標の1から4について、ここで問うてもちょっと議論がかみ合わなくなりますので、この1番目についてはこれで終えます。

ともかく基本目標の1から4、それぞれ数値目標がきちっと掲げられておりますので、これを5年後と言っても実質4年しかございませんけれども、これをきちっと守れるような、期待したいと思ひます。

2番目の歴史的建造物について、解釈は難しいよということで、今、歴史的建造物は明確な規定はありませんが、という前置きで答弁いただきました。じゃ具体的に、この総合戦略の中にも歴史的建造物を保存活用すると書いてございますので、それでは、どういうものを今対象にしているのか。具体的に1つ、2つ上げていただければと思ひます。

それから、通年観光、3番目の通年観光についても、昨年の12月議会でいろいろ質させていただきました。これも非常に難しい問題であることは事実ですけれども、ちょっとこれ私の個人的なお話になって恐縮なんですけれども、4月の末にNHKの「家族に乾杯」という番組がありまして、あの中で桜の招き猫というのが出てきたんですね。実は、これは東京都台東区谷中というところ、谷中・根津・千駄木と「やねせん」と言って戦争に遭ったけど、今でも昔の町並みが残って今非常に有名になっている。この桜の招き猫は、三春に持ってきたらいいかなと思ひて、実は先月行ったんですね。そしたら、全国放送されちゃったら、あつと言う間に売ってしまったということをしていただきました。追加注文しましたけれども、いつ入るか、それはわからないということで、やっぱり全国的なPR、一生懸命ガイナックスさんと共同してユーチューブに載せたり、いろいろとやっています。非常にまちづくり公社もいろんな努力をしていることは私も認めますが、けれどもやっぱり全国的なアピール度があると、非常に効果があるんだなということをつくづく今度実感した次第です。

それで、これは、もう過去に何回も質しているんですけれども、いろんなご答弁いただきますけれども、どういうプログラムをつくるのか、通年観光に対して。これは、平成17年の定例会でもアクションプログラムつくりますよということで、25年の9月の定例会でも産業課長の答弁では25年中につくりますという答弁いただきました。昨年の12月にも、できるだけ早くまとめたいという答弁をいただいているんですけれども、一生懸命やっていることはわかりますけれども、やっぱり早く観光に対してプログラムをきちっと明確にすべきだと思いますけれども、そこいら辺の考へをもう一回伺ひます。

それから、4番目の総合戦略の目標、平成31年、あと実質4年しかないということで、最後の私の質問の出生率を1.6の見通しはということに対して具体的な答弁いただけませんでした。確かに出生率をどうするかという問題は難しいと思ひます。けれども、いろんな努力している町があるんですね。この総合戦略というのは、全国の全ての自治体がつくって、大体4年後、5年後に何とか結論を、いい方向を出そうとして全国一生懸命やっているわけで、その中でやっていくには相当の努力をしなければいけないと思ひています。

たまたま、ちょっと具体的に恐縮ですけれども、今「地方創生まちづくり大事典」という、こういう冊子がございます。これが私が図書館に申請して図書館にございますけれども、これを見ますと、磐梯町、福島県の猪苗代、喜多方と挟まれている磐梯町。磐梯町たった人口3,600人の町ですけれども、若者住宅というのをつくって、35歳前後の若者を町外から呼んでこようと。それ向けの住宅をつかって、お子さんが生まれたごとに家賃を安くしていこうという施策をとっているんです。10年ぐらい前からやっているようだけれども、5、6戸の募集に対して20件以上の毎回応募があるということで、非常に若者が増えているということが書かれてございました。

こういうことも含めて、この出生率だけでなく、もっともこの具体的な施策が必要じゃないかなと思われまますけれども、町の考えをお聞かせれば幸いです。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

新野産業課長！

○産業課長 お答えいたします。

まず1点目の歴史的建造物でのお質しがございました。具体的なものはというふうなお質しでございます。答弁の中でもございましたように、町ではこれまで人形館はじめとした蔵の活用、こういったものを行っておりますので、当然、町なかにあります土蔵、そういうものは歴史的な建造物として保存活用が可能なものもまだまだあるんだろうというふうに考えております。

さらに、古い商店でありますとか、あるいは、当然、民家、いろいろな仕事、事業等に使用されておりました建物なども、これらも歴史的な建造物というふうなものになり得てくるのではないかとこのように考えております。

それから、2点目のアクションプログラムということで、観光ビジョンのお質しがございました。議員お質しのように、これまでも何度もご質問いただきながら、現在までまだ完成には至っておりませんので、改めてできるだけ早く観光ビジョンのほうの策定を進めていきたいと考えておりますので、ご了解をいただきたいと思っております。

○議長 佐久間総務課長！

○総務課長 人口減少の関係についてお答えいたします。

ご承知のとおり、まち・ひと・しごとの創生につきましては、特徴として、まさにお質しのとおり、人口減少の歯止めと、いわゆる東京一極集中の是正というのが明記された、まず珍しい法律というか、国の考え方でございます。このため、国とか県市町村が一体となってその目標を定めて行うということでございます。

出生率ということでございますが、去る5月の23日、国のほうで、厚生労働省のほうで速報値が出されまして、全国平均で1.46ですね。昨年から比べますと0.04のアップということでありました。福島県では1.58から1.60となっております。ただ、市町村につきましては、5年ごとの発表ということでありますので、特に、三春町については当然発表がないということであります。

それらの報道を見ますと、最も増加幅が大きいのは30歳から34歳の年齢の幅と。それから、全国的に見れば、当然、子育てを支援している、子育て支援を重視する施策をやっている自治体が増えていると傾向があるようでございます。町でも当然、保育料軽減などですね、若年世代の経済的負担軽減などを行っておりますが、更なる子育ての支援が重要であるということ認識したところでございます。

ただ、人口減少対策というのは、言うはやすしでございますが、容易なことではないとい

うのは認識しております。試行錯誤も予想されます。効果の低い政策については当然見直し、さらには打ち切りも決断しなければならないと思っておりますが、1.6につきましては絶対できない数字ではないと思っております。これらも踏まえて、先ほど答弁ありましたけれども、それらを踏まえて目標達成できるように努力をしていきたいと考えております。ご理解のほどお願いいたします。

○議長 質問があればこれを許します。

小林鶴夫君！

○11番（小林鶴夫君） 私の先ほどの質問の中にもインパクトが必要じゃないのかなと、全国的にインパクト必要ないのかなという。

実は、平成6年、ちょっと持ってまいりましたけれども、平成6年の3月に三春歴史的建造物保存活用調査報告書というのがございます。これは図書館にもございます。それから、町の建築課にもございます。

これは、中を見ると、旧吉田邸、現在の文化伝承館ですね、紫雲寺の前にある。それと弓町にある遊廓4つを詳しく調査した内容でございます。

吉田邸は、今言ったとおり伝承館として使われていると。遊廓、弓町の建物については、残念ながらもう塗装も何もなされなくて、4棟あるうち、もう2棟はちょっと厳しいなど。1棟は空き家になっていると。1棟は個人的に細々と手入れをして、先月20日に議会のほうでも見学に行きました。

こういうものもいろいろ負の側面があるかもしれませんが、きちっと目的を持って整理して全国的に発信すれば、すばらしい私は観光資源になるんじゃないかなと思っております。

今言ったように、難しいものであります。けれども、まだまだこれ歴史的に大変すばらしい価値があると皆さん思っているようです。多くの方が思っているようです。ぜひこういうものも検討の対象に、今言ったように、三春町には、今言ったように広く考えればいろんな古い建物がございますけれども、それを全てやるということではできないと思いますので、的を絞ってやっていくべきじゃないかなと思いますので、こういうのも参考にひとつ検討いただければと思います。

○議長 小林さん、答弁必要ですか。

○11番（小林鶴夫君） いや難しければいいです。でも、できればお聞かせいただければ幸いです。

○議長 鈴木町長！

○町長 小林議員の通年型観光、観光振興にかける熱意は十分伝わりました。町では、三春町は城下町であります。歴史をいかにPRするかということで、かなりもう10年来ですね、お寺とか、神社とか、そういうものを何とかPRをしたいということでしたが、まちづくり公社が数珠巡りという三春ならではの事業を今、展開してくれています。町内の10カ寺をめぐるって、そのお寺の名の入った数珠、それで1つに組み合わせるといって、これが今、非常に評判がいいといいますかね。よそから来て、この数珠巡りをされている人がどんどん増えてきていると、こういうふうな状況であります。

今、全国の自治体、どこでも観光振興に力を入れ競っております。あそこの町ではこうやっているんだから三春ではできないのかという、そういう考えもあるかもしれませんが、やはり三春には三春の立地条件といいますかね、観光資源といいますか、そういうものがあるものですから、それをいかによそにないものをPRしていくというのが観光振興の

基本になるんだろうと、私はこのように考えております。

古いものも大事、新しいものも大事。その新しいものが、福島ガイナックス、アニメーションですね。それから、環境創造センターができて、県内の小学5年生約1万7,000人いるんだそうですけれども、全て子供たちも1回はこの環境創造センターに来て、公社のほうの学習をさせると、こういう県の教育委員会の方針が示されております。

これは、新しい観光資源であると同時に、それだけ多くの人たちが三春に来る交流人口ですね。この交流人口をいかに増やしながらか、三春町の通年型観光につなげるかと。これが古いものと新しいものを組み合わせながら、しっかりPRしながら取り組んでいくと、これに尽きると、このように思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 質問があればこれを許します。

小林鶴夫君！

○11番（小林鶴夫君） せっかくなんで。実は、図書館に平成13年にTMO診断、TMOていうのは、何かちょっとよくわかんないんですけど、トータル・マネジメント・オーガニゼーションと、ちょっとややこしいですけども、総合的評価、要するに現地観光の調査資料なんですね。まちづくり公社が頼んで、中小企業総合事業団というところへ頼んで、多分皆さんこういうのを知っている方は少ないんじゃないかなと思います。こういうことにも見ると、やっぱり今、町長がおっしゃったようなことをいろいろ書いてございます。こういうことも活用して、古いものも新しいものもまぜて、さらなる観光の発展を期待いたします。以上です。

○議長 答弁はいりませんね。

（いりませんの声あり）

○議長 13番影山常光君、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○13番（影山常光君） 議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

第1の質問、福島大学新設農学系学部の開設についてでございます。

現状をどのように捉えているかでございますが、ご承知のとおり、福島大学は、平成16年の国立大学法人の設立後、従来の教育学部、行政社会学部、経済学部などから人文社会学群、理工学群などに再編されました。

平成23年の東日本大震災後は、大学の持つ専門性を生かしながら、被災者や地域の支援を行い、うつくしまふくしま未来支援センターや環境放射能研究所の設置につながり評価を受けております。

全国的な21世紀的課題であります少子高齢化や、コミュニティーの崩壊、エネルギーの問題などが、被災地である福島県においては特に顕在化、加速化されているのが現状でございます。

それらの中で、食と農に係る安全性の問題から農学系人材の養成組織の必要性を掲げ、平成30年春の開設に向けた農学系学部の再編、設置を検討中とのことでございます。

現在置かれている福島県的な要請に応えよう、あるいは、少子化時代に対応する大学の特殊性を発信しようとしているとも言えます。それらの中で立地要望についての具体的な動きについてお聞きします。

去る3月定例会の最終日、3月17日の町議会全員協議会に、執行側より郡山市から要請

があった旨の口頭報告をいただきました。

そして、3月29日には、郡山市、郡山市議会、JA福島さくら、郡山商工会議所、郡山地区商工会広域協議会が、福島大学、福島県に要望活動を行っております。その中で三春町も隣接自治体6町村とともに賛同団体として名前を連ねておりますが、内容的にはどのような協議があったのか。

そして、それ以前には、福島市を中心とする市町村ほか24団体が期成同盟会を結成して、要望活動や講演会を行っております。

また、田村市も、県が三春町に設置しております福島県環境創造センターとの連携や、田村市の中心部に近い福島県たばこ試験所の跡地などを掲げて要望を行っております。

さらに、鏡石町、天栄村の共同要望、西白河地方、5市町村で構成の西白河地方町村会、そして、更に今朝の新聞では、会津坂下町が要望をしているというような報道がされております。

三春町としては、この動きをどう生かすべきかということでございますけれども、福島大学の農学系の設置は、福島県全体としてのメリットがあると思っておりますが、果樹、稲作など産地化、定着化された地域もある中で、三春町を含めた阿武隈山系など、従来の葉たばこや養蚕などが衰退し、新たな多様性、先ほども話に出ておりましたとかありましたが、6次化とか特産化とか、そういう多様性を求められる地域の研究にも大きなメリットを見出せないかと考えております。

交通の利便性や各種関連研究施設との連携や、ネットワークなど、どこが大学の機能を発揮できる条件をそろえているのか。

あるいは、若者の就学の機会の確保や学習環境などを考えるとき、学生さんたち、あるいは支援する親たちにとってどんな効果が期待されるのか。そして、三春町の活性化や地域経済にとって何ができるのか。何か少しでも町の特性を生かした役割分担によって町のメリットを追及できないか。そして、三春町はどんな姿勢で臨むのか。町長のお考えをお聞きしたいと思っております。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

佐久間総務課長！

○総務課長 第1の質問にお答えいたします。

1点目の福島大学新設農学系学部の開設について「現状をどのように捉えているか」というご質問であります。お質しのとおり、昨年11月、福島大学では大学の農学系学部を、早ければ2018年（平成30年）に開設すると表明されました。

それに伴い、郡山市から三春町に対して、誘致要望を行うとの説明とともに、賛同依頼があり、町として賛同することといたしました。

賛同した経過などを申し上げますと、東京電力福島第一原発事故では、農業は大きな痛手を負い、放射性物質対策や風評への対応など、事故の影響は今後も続くと思われております。

厳しい環境にある農業の将来を見据え、地域の期待に応える農学系学部を近隣に誘致することにより、専門の人材を養成し、その研究成果を地域に役立てるという大学の使命を農業分野でも十二分に発揮していただくことが期待されます。

生産から加工、流通、販売を手がける6次化の取り組みや、観光産業との融合など農業に新たな価値を付加する動きも出てきたことにより、若者が農業を職業として選択する可能性も広がってきております。

また、農学系学部については、東北6県の中で、唯一福島県内にはありません。このよう

な背景から、福島大学の新学部開設は、地域の要望に応えるものと認識し、賛同したものでありますので、ご理解いただきたいと思ひます。

2点目の「郡山市の立地要望についての具体的な動きはあるか」についてでございますが、郡山市におきましては、3月18日に郡山市議会において誘致を議決、同月の29日に、郡山市、郡山市議長の連名で要望書の提出がなされたところであります。

その他の市町村の動きにつきましては、福島市が2月17日に県北及び相馬地方の自治体、商工会等により誘致同盟会を結成し、市内への誘致要望書を提出、さらには田村市、田村市議会につきましては、3月17日に田村市内への誘致要望書の提出を行っております。

3点目の「町としては、この動きをどう生かすのか」ということでございますが、福島大学におきましては、今後、新設する農学系学部のあり方を検討し、詳細な中身を詰めるとしておりますので、招致活動が活発化してきたとしても、どこにできるかというよりも、まずはどのようなことを目的とするのかというのが重要であると考えております。それらの内容を見極めながら、町が対応できることに取り組むべきであると考えているところでございます。

○議長 質問があればこれを許します。

○13番（影山常光君） 同感でございます。質問ありません。

○議長 第2の質問を許します。

○13番（影山常光君） それでは、第2の質問を申し上げます。

人口流出の歯止めとなる中山間地の既存集落への支援制度の創設についてでございます。

先ほど来、話にもありましたように、全国的に人口問題が提起され、各自治体がしのぎを削って定住人口の確保に取り組んでおります。我が三春町も数々の施策を展開され、評価を申し上げる次第でございます。

その効果的運用、今後の推進について、ともに検討して参りたいとの考えから質問をさせていただきます。

傾向をおさえるため、傾向を共有するために、前提が長くなりますが、ご了承いただきたいと思ひます。

まず、質問に先立って、いずれの施策にも基礎となる人口構成について考えを述べさせていただきます。

既にご承知のとおり、我が国の出生人口、昭和20年代前半の第1次ベビーブーム、団塊の世代をピークとして下降しました。そして、40年代後半の第2次ベビーブーム、団塊ジュニア世代に一度上昇はしたものの、その後は右肩下がりに減少し、第3次ベビーブームは来ませんでした。自治体の差はあるものの、その傾向は全国一律と言ってもいいのが現実です。

そこで、平成27年国勢調査全5年間の人口比率について、総務省統計調査速報などから検討してみました。

全国の人口、0歳から14歳、仮に子供世代と申し上げます。4%減少しております。15歳から64歳、生産年齢、5%減少しております。65歳以上、老年者と申し上げます。13%増加しております。75歳以上、高齢者と申し上げます。14%増加しております。

先ほど11番議員の答弁にもございましたけれども、東京一極集中の是正が叫ばれている中、今、東京で起きていること。子供世代14歳まで4%増加しております。生産年齢、増減なし。老年者12%増加、高齢者15%増加、子供は全国平均4%減少に対して東京では4%増えています。これは手を打っているということです。政策の効果が出てきている。

だから、今報道されていますけれども、地方では考えられない保育所待機等が問題になっています。そして、生産年齢はそのままですが、高齢化は進んでいます。しかし、次の世代のつながりが見えている、そんな感じがします。少子高齢化が早く突き抜ける。そんな感じですか。

また、もう一例申し上げますが、愛知県の有名な自動車メーカーを抱える市でございますけれども、交付税不交付団体と言われた裕福な自治体です。子供世代4%減少、生産年齢5%減少、65歳以上27%、全国の2倍です。75歳以上、26%増加。ご存じのとおり、この自動車メーカーは優良企業です。働ける間は働いてもらって社員は周辺に家を建てました。そして、生産年齢がピークを迎えて一挙に高齢化に陥りました。生産はロボットに置きかわりました。

もう一例、群馬県のある山間の村、日航機墜落事故で有名な村です。子供は10%増加しております。生産年齢は4%の減少、65歳以上、これは減少です、増加ではなくて。そして、75歳以上が1%の増加です。もちろん絶対数が違いますから、見方によっては他の例より長持ちするとも言えるかもしれません。一口に地方消滅のようなことは言えないということかもしれません。

その中で福島県の実年齢は7%の減少です。全国より多いですけども、東京がプラス・マイナス・ゼロと申し上げましたが、福島県檜枝岐村、尾瀬の入り口の村はプラス1%弱です。我が三春町は、子供世代14%の減少、生産年齢10%、しかし老年者8%の増加、75歳以上3%の増加です。少子化は進んでいます、高齢化は全国平均より遅いです。

これらは、住民票ベースの数字ですが、三春町の平成27年国勢調査データを見てみます。人口1万8,305人、114名の増、世帯数6,230世帯、728世帯の増、増減率プラス13.2%。県内軒並み減少の中で、一般的には三春町のよいイメージにつながります。

これらの本質は、仮設の方々も含めた実数字です。本質との差はあるものの、必ず三春町の将来に向かってプラスに作用するものだと考えております。

これらのデータから言えることは、不便なようでも元気なところは先が見える。地産地消、特色を生かすことで若者が定住すれば増える。子供支援で効果がある。お年寄りの増加は都市部が先行している。止められないこととできること。当然のことですけども、住民の方は毎年1歳ずつ年をとります。多くの若者が地域外に就職して出ていく。直接は止められません。しかし、変えることができる。出ていった若者を工夫次第で呼び戻せること、また、若者が出ていなくてもよい社会環境を確保すること。

子育て世代の支援が出生率を上げる。特に前向きに効果があること。子育てしながら働く若者を呼び込めること。地元の老人が天寿を全うし、無病息災であること。来訪者の滞在、定期と短期の外来者を増やしていくこと。

そして、高齢者問題が突きつける課題は、都市圏の高齢者が激増で、財源が困窮し、地方に回せなくなる。高齢者の未病を確保できるか。運転できなくなった高齢者がいかに歩いて暮らせるか。これはコンパクトシティーの考え方です。ついの住みかを確保できるか。安心して老いを迎えることが必要です。

そして、これらの中から今回は、人口流出の歯止めとなり、集落の維持につながる支援制度の創設について提言させていただく前提に次の質問を申し上げます。

定住促進に向けた各種支援制度の見直しについてでございます。

三春町賃貸住宅家賃助成金、どのように検討されて、効果はどうであったか。アパート補助は効率的な定住対策であったか。家賃が先に来るのではなくて、居住の必要性が先であり、

必要性がなくなれば転居してしまう。

2点目、三春町賃貸住宅建設促進事業の実績、効果はどうか。転入者の受け皿づくりとしての効果はあると思いますが、建設する人は採算を考えています。建設する人のリスクと入居者の需要増であったのか。

さらに、三春町空き家改修及び空き家除却事業補助金は、空き家を活用し、また、解体して、新築居住する方への補助金であります。その周知がどうであったか。町内建設業者を要件に入れる点は評価しますが、解体をすると建築ができない。崖地対策等必要な地形はないのか。当然、建築を前提にすれば、解体に進まない場合があると思います。

三春町宅地造成事業奨励金、3戸以上の分譲ということになっておりますが、分譲、これは定住を目的にする意思を結果的に判断するのは購入する人であります。むしろ若者の支援分譲とか、若者支援住宅とか、新築住宅者の土地造成、建築に対する直接支援を検討してはどうかでございます。

次に、本年度予算に計上されています急傾斜地事業負担金、富沢西ノ内474万、尼ヶ谷95万ですが、それぞれの地区の事業経過と見込み、累計、負担金、受益戸数等をお知らせいただきたいと思っております。

続けて申し上げますが、三春町のまちづくりの中で、中心市街地の安全・維持に果たしてきた急傾斜地事業の効果はどのように考えるかでございます。今まで市街地の急傾斜対策工事、この長い時間をかけて谷合いの傾斜地に囲まれた三春町をつくってきました。中心市街地は、積極的に斜面对策を行ってきたから現在の継続があると言えます。

そして、今後は、中山間地の集落を守る施策として、まちづくりと斜面を考える必要があると思いますが、どのように考えるか。この斜面对策はコンパクトシティとしての三春町中心市街地の活性化を支えるためにも、周辺集落に拡大していく必要があります。周辺集落の維持が町の活性化と相互作用があります。

国の制度には、一定の要件があるのは承知しておりますけれども、住宅が散在している周辺地区に限って言えば、大規模斜面工事ではなくても、住宅が建てられて安全に住めればいいのです。指定要件、制度の積極的活用、更には対象の見直し要望なども発信すべきではないかと思っております。

これらの根底には、建築工法や由来として崖地に近接せざるを得ない。必ず裏山を背負っている、そういう事情があります。また、生活様式としての住宅事情もあります。

そして、人口減少・流出、定住、子育て、高齢者支援政策として、現居住世帯に対して検討すべきではないか。現在の各制度に条件を加味した体制がとれないかということでございます。

現在の町の人口増施策には評価を申し上げるものの、少子高齢化の中、若夫婦子育て世代が同居できる二世帯、三世帯住宅の必要性はどう支援すべきかということでございます。結婚をしたが、親と同居できる住宅環境ではない。現在の住宅を改築、増築しようとした場合、建築上の規制をクリアできない。屋敷外には多大な費用が予想される。そして、現在の生活基盤を大規模に変えなければならない。

周辺に所有地はあるけれども、戸別法の関係で宅地化が難しい。仕方がないので、近隣町村でアパート暮らし。しかし、そのような生活形態を続けると、当然、そこで子育てが始まり、そこが生活の拠点となります。家賃を払っているなら、自分の家で両親とも触れ合いながら、孫も見てもらいながら働きたい。そのような若者も多いはずです。

残された家族は、いずれ老人世帯となり、ややもすると空き家になる可能性もあります。

それが実態としての流れではないでしょうか。考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

伊藤建設課長！

○建設課長 第2の質問にお答えいたします。

まず1点目ですが、三春町賃貸住宅家賃助成金は、平成25年度から始まった制度で、平成27年度までの3年間で22世帯の利用がありましたが、定住期間中に転出した世帯も複数あり、定住化への効果には疑問があったため、本年度は事業を行わないことにいたしました。

2点目ですが、賃貸住宅建設促進事業奨励金の実績につきましては、平成27年度までの奨励金の交付件数が7件、交付額の総額が1,577万2,000円であり、建設された賃貸住宅は9棟、戸数にして67戸となっております。

賃貸住宅建設促進事業は、町外への人口の流出を抑えるとともに転入者の住宅需要に応え、もって定住化の促進を図ることを目的とした事業であります。奨励金の交付対象となった賃貸住宅への入居状況は、ほぼ満室になっており、福島県環境創造センターの開所による雇用の定住化や町内での賃貸住宅へのニーズに対し、一定の効果を上げているものと考えております。

3点目ですが、空き家改修など及び空き家除却事業補助金につきましては、町内にある空き家を有効活用することにより町外からの転入者の増加、町内居住者の定住化を図るため昨年の7月から事業を開始したところであります。

本事業の広報・周知につきましては町広報、ホームページへの掲載によりお知らせしております。また、空き家改修等の工事に当たっては、町内事業者の施工が要件となっていることから、三春町住宅研究会等にチラシを配付し、あわせて周知を図って参りました。昨年度の実績につきましては、空き家改修等に係る補助金が1件で150万円、空き家の除却に係る補助金が1件で66万6,000円でありました。

事業の利用実績は見込み件数には届かなかったものの、全国的に空き家の増加に伴い、空き家の効果的な活用や対策が望まれておりますので、引き続き本事業の広報・周知に努めて参りたいと考えております。

4点目ですが、宅地造成事業奨励金につきましては、町内での住宅用地の提供を促進することにより充実した住環境を整備するため民間事業者等の宅地造成に対し奨励金を交付するものであります。本年5月の町広報等で周知を図り、現在、本事業に対する問い合わせや計画段階での相談等を受け付けているところであります。現段階で区画数は具体的には把握はしておりませんが、2件の宅地造成計画があるものと見込んでおります。

住宅新築者の土地への直接支援については、企業局で支援策を定めている分譲地を購入し新築される方については、奨励金の交付、上下水道加入金等の助成等を実施しておりますが、個人間での土地の購入等により新築される方に対しての支援は行ってはおりません。

5点目ですが、まず富沢西ノ内につきましては、平成25年8月の集中豪雨により法面崩落を起こし、早急な対策が必要であることから、福島県が平成27年3月20日に急傾斜地崩落危険区域に指定し、対策工事に着手いたしました。全体事業延長は150メートルであり、平成26年度に測量調査設計を行い、平成27年度は法面对策工事6.9メートルを実施いたしました。平成28年度は法面对策工事30メートルを実施する計画です。事業完了は平成30年代の前半の予定となっております。当該箇所の累計負担額については947万円で、受益戸数は5戸となっております。

ニケ谷につきましては、急傾斜地であり通所介護事業所があることから、安全確保に必要な範囲と対策を検討するため、平成28年度の福島県単独事業において測量を実施いたします。事業実施計画及び実施戸数につきましては、今回の測量の結果に基づき検討されることから、現時点では未定であります。当該箇所の累計負担額は、今年度の95万円であります。

6点目ですが、福島県が実施いたします急傾斜地対策事業において、法面の崩壊を防止するために必要な施設等が設置されましたことにより、その地域の居住者の安心・安全と土地の保全が図られております。三春町には急傾斜地対策事業が実施された箇所が18カ所あります。山合いの地形の所にとっては大変効果がある事業であると考えております。今後は維持管理に努めて参りたいと考えております。

7点目ですが、中山間地の集落においては、住宅の周辺等が法面になっている所が多く見受けられます。法面があることによって住宅の新築が難しいケースがあります。法面对策工事等を行えば新築が可能になることもあります。町が法面对策工事等を実施することはできません。町としてはどのような方策をとれば新築ができるのか、技術的な検討、関係機関との協議等のお手伝いをする事で新築可能な方策を見出すことができれば、人口流出を防ぐことにつながると考えております。以前より、住宅相談窓口を建設課に開設しておりますので、さらに広報・周知を行い相談等に応じて参りたいと考えております。

8点目ですが、現在の居住世帯への支援として、町民雇用奨励金による雇用確保支援や第2子保育料半額化による子育て支援、にこにこ元気塾の開催による高齢者の生活支援など、雇用・子育て・高齢者支援といった幅広い分野で実施しております。

今後もニーズを的確に捉え、効果的な支援施策を実施して参ります。

以上でございます。

○議長 再質問ありますか。

○13番(影山常光君) はい。

○議長 それでは、再質問あれば午後に行いたいと思っておりますので。

○13番(影山常光君) それじゃ、再質問ありません。

○議長 では、以上で午前の部をこれで終了とします。ここで暫時休憩いたします。再開は、午後1時といたします。

……………・・ 休 憩 ……………

(休憩 午後0時01分)

<休 憩>

(再開 午後1時00分)

……………・・ 再 開 ……………

○議長 それでは、休憩を閉じて休憩前に引き続き再開いたします。

○議長 12番橋本善次君、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○12番(橋本善次君) 議長の許可をいただきましたので、先に通告しておきました2件について質問いたします。

初めに、三春町の学校教育について、4点質問いたします。

1、三春中学校はこの春開校4年目を迎えました。122名の新入生を迎え、351名のスタートであります。新生三春中学校のさらなる教育の充実が期待されます。再編から3年を過ぎ、3年の総括を踏まえて三春中学校再編の成果についてお伺いをいたします。

2、三春町の特別支援教育は、近隣市町村では類を見ない県内でも屈指の先進的な取組み

をされていると聞いております。三春町に住所を移してまで三春の特別支援教育を受けている生徒・児童もおります。本年度町内の小中学校では、81名の児童・生徒が特別支援学級へ通っており、近年増加傾向にあるようにも思われます。特別支援教育の現状等についてお伺いいたします。

3、全国学力調査の結果について。大阪市の橋下徹市長の時代には、試験結果の公表について全国的な議論がありましたけれども、文部科学省通達などで詳細にはお答えできない部分もあるかと思いますが、町民の関心の高い案件でありますので、公表できるぎりぎりの範囲内で結構でございますので、町内の小中学生のレベルはどの程度なのか、お伺いをいたします。

4、福島県教育委員会より放射線教育支援事業の指定を受けた三春中学校の取組みと、来月7月21日にグランドオープンする福島県環境創造センターとの連携が具体的にどこまで進んでいるのか、お伺いをいたします。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

遠藤教育長！

○教育長 お答えいたします。

まず、1点目の三春中学校再編の成果についてお答えいたします。

三春中学校が再編された主たる理由は、各教科の免許を有する教員が確保できること、また部活動等の選択肢が広がることでしたので、2点から成果を述べたいと思います。

まず、国語、社会、数学、理科、英語の5教科の教員はそれぞれ3人以上、技能教科についても全ての教科の教員が確保できましたので、質の高い授業が提供できていると思っております。その結果として、全国学力テストでは全ての教科で全国や県の平均を上回っております。

また、部活動では、この3年間で県大会に出場した運動部は、男女駅伝をはじめ8種目に上り、合唱部も東北大会に出場しております。

再編という機会を捉えて、生徒と教職員、保護者が一体となって新しい伝統を築こうという機運が高まった結果であると評価しています。

次に、特別支援教育の現状についてお答えいたします。

本町の特別支援教育の特長は、全ての小中学校に特別支援学級を設置し取り組んでいることです。現在、特別支援学級の児童・生徒数は81人。一方、指導する教員は14人配置され、児童・生徒6人に対し1人の教員が指導しているということになります。また、各校に町雇用の介助員を21人配置し、手厚い支援体制を整えております。

3点目の全国学力調査の結果についてお答えいたします。

文部科学省が昨年4月に実施した全国学力・学習状況調査結果から見ますと、全国や県の平均と比べてほとんどの教科で上回っております。これは、各学校で教職員が共同研究を推進し、授業改善等に取り組んでいる成果であると思っております。

4点目の三春中学校の放射線教育の取組みと環境創造センターの連携についてお答えいたします。

三春中学校は昨年度から県教育委員会の放射線教育を推進しており、理科や保健体育、総合学習の時間を組み合わせて、更に除染プラザなどの原子力研究の専門家を講師に迎え、授業実践をしております。公開授業は昨年テレビ放映され、参加者からは高い評価を受けております。

県環境創造センターとの連携については、町内小中学校の5・6年生全員が内覧会に招待

を受けております。また、三春中・岩江中もセンターを訪問し、放射線教育を行う予定になっております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

橋本善次君！

○13番（橋本善次君） 何点かお伺いをしたいと思います。

三春中学校の再編につきましては、非常に日の当たる光の部分だけを紹介されたように思いますが、聞いておりますと、不登校の生徒があったりということも聞いておりますが、そのいわゆる陰の部分といますか、負の部分といますか、そういうところがあったと思いますので、そこについてもお答えをいただきたいと思います。

2点目は、特別支援教育の生徒でありますけれども、81名というのは私の印象が非常に多いと思っております。近年のこの児童数の推移、それから81名の中には町外から三春に住所を移している生徒・児童がおると思いますが、それが何人おるか、お答えいただきたいと思っております。

3点目は、放射線教育でありますけれども、三春には岩江中学校もあります。岩江中学校も三春中学校と同じような学習をさせるべきだと思いますけれども、教育長の考えをお伺いいたします。

4点目は、来月10日、参議院の選挙の予定日になっておりますけれども、今年から18歳以上の選挙権が与えられます。中学校の学習の中では、これについてどのような教育をされておるか、お伺いをいたしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

遠藤教育長！

○教育長 お答えいたします。

三春中学校の先ほど陰の部分という表現がありましたが、確かにそういうこともございます。不登校のお子さんにつきましては、若干再編当時は増加傾向にあったというふうに考えております。ただ、不登校が増えた理由は、皆さんも想像し、私も想像するわけですが、周辺校の小さいところの中学校から来たお子さんがなじめなくて、不登校になったのではないかというふうなことも考えるかもしれませんが、そうではなかったというふうに思っております。

学校と共々、町教委といたしましても課題であるというふうに考えましたので、例えばスクールソーシャルワーカーという方を県教委のほうから派遣していただきまして改善を図りました。それから、スクールカウンセラーというものが県のほうから派遣されておりますが、県の派遣は限られた日数でありましたので、そこに加えて町のほうでも予算化していただいて、毎週学校に居るようなことをやりました。もちろん、各学校の取組みの成果もあったと思いますが、現在では下降線をたどってきておるというふうに思っております。

それからもう一つ課題、先ほどお話しありました特別支援教育との関わりであります。小学校のほうの現在の数を見ますと、そのお子さん方が改善が見られて、通常学級に戻るというお子さんもおられるんです。こういうことを審査している場、審議会がございまして、そういうことを審議している審議会というのはそうはないと思うんですが、三春は通常学級に戻す審査もしてございまして、戻っているお子さんもいるということではあります。それにしても今のまま中学生になりますと、特別支援教育の将来の充実につきましては懸念されておりますので、私のほうで、例えば教室の問題もちょっと考えなければならない部分もあ

るかもしれません。それから、教員の育成、配置等も考えないといけないと思っておりますので、これも課題があるというふうに思っております。

2つ目でございますが、特別支援教育の現状の81人というのは多いのではないかとこのことでございますが、確かにそのとおり少なくはないというふうに思っております。

実は、三春小学校は6クラスございますので、6クラスというのは県内でもやっぱり多いと、最高の、6学級というのは最高ということになっておりますので、少なくはないというふうに思っております。今それに向けて教員の養成とか、そういうものを同時に行いつつ、配置等も県教委に相談しながら行っております。

町外から来ているお子さんにつきましては、ちょっと人数のほうは正確なところは把握しておりませんが、数名おられて、子どもは住民票がそこに移れば何ともいかんともしがたいということがありまして、住民票を移してまで三春の教育を受けたいというお子さんがいるのは事実でございます。

次に移ります。三春中は放射線教育が充実してきているが、岩江中はどうかということでございます。

岩江中も、三春中の、モデル校としていろいろやっておりますので、それをモデルといたしまして、岩江中学校も推進しております。特に三春中と遜色があるような教育をしているというふうには考えておりません。今のところ先ほど言いましたように、放射線教育というのは昔からあった教育ではないんですね。突然ここに降って湧いたような教育でございまして、これは三春中学校がやっぱりモデルとなってほかの学校も、いわゆるモデルを模倣しながら、良いところは真似ながらやっているという状況でございます。

最後に、18歳の選挙権ということに関わりましての質問ですが、中学校では3年生になりますと選挙のことについて詳しく学ぶことになっておりますが、私考えておりますのは、今日もたまたま高校生が5名ほど来ておられて、大変新鮮な感じを持ちましたけども、改めて18歳のための教育というよりは、ふるさとを知ると。小学生でもふるさと学習すると、ふるさとのよいところ、それから、ああここが課題かなあとか、これが問題なんだなあというのわかりますので、小学生のうちからふるさと教育によって、やはり将来の政治への関心というのは高まると思っておりますので、今、三春ではふるさと学習というものが相当の、全ての学校で相当力を入れてやっていただいておりますので、それは18歳の投票権にもつながる考え方ではないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○12番(橋本善次君) 東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所事故から5年が経過したと思っていたところ、4月14日夜、熊本県地方で大地震が発生いたしました。災害列島の日本でありますから、平時からの備えが肝要であります。三春町でも、防災士の更なる育成をすべきという観点から質問をいたします。

防災士は、阪神・淡路大震災をきっかけとして、2003年、平成13年度にスタートしたNPO法人日本防災士機構が認定する民間資格であります。地震や土砂災害、風水害など災害対応や、危機管理に関する知識、救急救命などの技能を習得した人材で、災害発生時には住民の避難誘導、安否確認や被災者の支援活動、避難所の開設や運営でも即戦力となるこ

とができます。

福島県では、平成25年度、26年度の2カ年で市町村職員120人から130人、地域住民170人から180人、合わせて300人の増員計画を立て、研修講座や試験などの資格取得に必要な経費を市町村に対して助成して参りました。

県内の防災士は、平成25年3月31日で678人でありましたが、平成28年本年2月28日では1,567人となり、889名の増員で、県の目標を大きく上回っております。全国では約11万人となっております。

三春町でも、役場職員、消防団、自主防災会、女性団体、企業等への防災士資格取得の協力を要請し、目標を立て、年次計画で一定程度まで防災士を育成すべきと考えます。私の知っている方にも防災士の資格を持った方がおられます。ある程度の人数になりましたら組織化をして、研修や講習を通して即戦力として活動できる体制を整えるべきと考えます。

人類の歴史はまさに災害との闘いの歴史であり、災害は忘れないうちにやって参ります。三春町は、消防団を核とした地域防災力の高い自治体であると確信しておりますが、防災士の育成で地域防災力のさらなる強化をとして5点質問をいたします。

県の取組みに対しまして、三春町はどのように取り組まれたか、お聞かせ願います。

2、県でも推奨しておりました役場職員の中では、何名の方が防災士の資格を持っておられるか、お尋ねいたします。

3、町内には何人の防災士がおるか、お尋ねいたします。

4、町単独の助成をしてでも防災士を増員すべきと思いますが、いかがでしょうか。

5、ある程度の人数になりましたら、組織化をして体制の強化を図るべきだと思いますが、いかがでしょうか。

以上、お伺いいたします。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

佐久間総務課長！

○総務課長 第2の質問にお答えいたします。

議員お質しのように、防災士は、「自助」「共助」「協働」を原則として、社会の様々な場で減災と社会の防災力向上のため、活動が期待され、かつ、そのために十分な知識・技能などを有する者として、特定非営利活動法人、いわゆるNPO法人でございますが、日本防災士機構が認定する民間資格でございます。

1点目の町の取組みでございますが、県主催の防災士養成研修が年1回行われております。町では各地区の自主防災会やまちづくり協会に周知をいたしまして、希望者があれば県に推薦し受講していただいております。また、役場職員につきましても防災担当職員は受講させております。今後は、消防団などにも周知して参りたいと考えております。

2点目の町職員における資格取得状況であります、今年の4月末現在で2名ほど資格を取得しております。

3点目でございます。町内の防災士の人数であります、三春町在住の防災士は役場職員2名を含めて13名となっております。

それから、4点目の資格取得に対して町が助成してはどうかということではありますが、今、県が主催している防災士養成講座につきましては、受講費用を全額県が負担しておりますので、現在町で推薦している個人の負担はございません。

それから、5点目の防災士の組織化をすべきではないかということでございますが、防災士は民間の資格であり、特別の権限や義務はありませんけれども、お質しのように一定のレベルの知識や技能を有しておりますので、当然、地域防災の担い手としての役割が期待されております。このようなことから、本人の意向をまずは踏まえつつ、当然組織化を視野に入れながら、自主防災会や町との連携のもとに、防災士としての力が発揮できるような取組みがどのようなものがあるのかということをも、そのような形から取組みを進めて参りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

橋本善次君！

○12番（橋本善次君） ただいまの答弁の中で、今後は消防団員にも周知して参りたいとありましたけれども、職員、消防団はもちろんでございます。自主防災会や、あるいは実際避難所が開設されますと、女性の優しさやきめ細かさが必要になって参ります。女性団体や、それから、ある一定規模以上の企業の方にも防災士の取得に町も積極的に取り組むべきだと思いますが、いかがでございましょうか。

もう一つは、県の助成制度がいつまで続くのかわかりませんが、町当局も把握しておるかどうかわかりませんが、もし県の助成がなくなったとしても、町単独としてでも助成をして防災士の増員を図るべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 佐久間総務課長！

○総務課長 まず、1点目でございますが、いろんな団体ございますので、当然それらにも周知をして、応募がありましたら推薦という形で当然進めたいと思います。

それから2点目の、今現在、県でやっているものが途切れたらどうかということなんですが、県では毎年募集要綱を町のほうによこしますが、県で、昨年の例で申しますが、県では当然予算化をしていますので、昨年は県全体で83名を防災士として育てたいということで要望がありました。県がいつまでやるかというのは当然承知してはおりませんが、大体防災士の養成に全部、民間とか含めると約6万円ぐらいがかかるそうでございます、金額としてですね。

ただ、県のほうでは当然教材とか何か準備しますので、1万円程度で県のほうではできるようでございますが、それら踏まえまして、町のほうでできるものは当然していきたいと思いますが、状況としてはそのような状況でございます。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 5番山崎ふじ子君、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○5番（山崎ふじ子君） 議長のお許しをいただきましたので、先に通告をいたしました2点について質問をいたします。

まず、第1の質問、国民健康保険税の町民負担につきましてお尋ねいたします。

1、今年度の予算では、昨年に比べ町民の負担は軽減されるのでしょうか。三春町の平成26年度決算によりますと、町民1人当たり4万9,000円以上の黒字額があり、基金につきましても1人当たり2万5,000円以上の蓄えがあります。これらを使えば町民1人当たり1万円の国保税の引き下げが可能であると考えますが、いかがでしょうか。

2、年収400万、所得が260万円の自営業の夫婦子供2人の世帯の場合、国保税の負担額はいくらになりますか。また、就労していない子供の負担額はいくらになりますか、伺います。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長！

○保健福祉課長 5番議員のご質問にお答えします。

平成28年度国民健康保険税の算定につきましては、現行の4方式から資産割額を廃止して、所得割額・平等割額・均等割額の3方式にし、廃止する資産割額を他に転嫁することなくそれぞれの負担率を据え置き、負担の軽減を図ることとしております。

算定方式の資産割額の廃止につきましては、国が進めております医療保険制度改革に伴い、福島県が策定しました「市町村国民健康保険広域化等支援方針」を考慮した改正でもありません。

なお、本件につきましては、本定例会に関連議案等を上程しております。

次に、国民健康保険税の引き下げについてであります。国民健康保険税の算定に当たっては、その年度に必要と見込まれる加入者の医療費の総額などを推計し、さらに国・県の補助金や町の繰入金などを差し引いて保険税総額を算出し、世帯ごとの加入者数や所得に応じて、負担するように税率などを決定しております。

お質しの繰越金については、決算による前年度繰越金を国民健康保険税の歳入財源に充当し、国民健康保険税の負担の抑制を図っております。

給付費支払い準備基金については、例えばインフルエンザの大流行などで保険給付費等が大幅に増加したときなど、必要な財源が不足する場合において、その不足額を補うための財源として活用するものであります。

このことから、基金を取り崩して国民健康保険税を引き下げることが、現在のところ考えておりません。

2点目のご質問でございますが、年収400万円の自営業夫婦子供2人世帯の場合の国民健康保険税の税額でございますが、今回提案している条例改正内容により試算したところ、経費を差し引いた所得を260万円とした場合、45万円程度になる見込みでございます。

また、就労していない児童・生徒子供2人分の税額は、均等割額のみ5万7,000円になる見込みでございます。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

山崎ふじ子君！

○5番（山崎ふじ子君） 資産割を外したことは大変評価いたします。本来、命に関わるこの制度は、社会保障として国が運営の責任を持つべきものと私は考えますが、相互互助、助け合いの制度として市町村に運営が任されている現状であります。

2で質問した年収400万、所得260万円の4人家族の世帯の場合、年間45万円の保険税となり、大変重い負担ではないでしょうか。県内の他の市町村では、基金が0円の自治体がいくつかあります。三春町の場合、基金が1億2,000万円蓄えがあります。国保加入者、約4,500人ですから、基金の2,250万円を取り崩せば、1人5,000円の軽減が可能です。資産割での削減と合わせればさらなる負担軽減となると思いますが、いかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長！

○保健福祉課長 基金を取り崩してさらなる減額については検討されないかというふうなご質問かと思えます。

先ほど申し上げましたが、以前にもインフルエンザが流行した際に、前年度よりも1億2,200万ほど医療費が増加した例がございます。さらに、近年の高度医療化の進歩と普及を考えると、基金1億2,300万円の基金については万が一に備える保有額として必要なものと考えております。よって、今後についてこれらに備えるとともに、さらなる取り崩しをし、減額をするということは考えてございません。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

山崎ふじ子君！

○5番（山崎ふじ子君） 国保税の支出を減らすことも税負担を減らしていく一つの手だてであると考えます。

健康で長生きをしていただく、町長のおっしゃる健康寿命を延ばす取組みを多くの町民の方々に参加していただけるようにすることが、国保財政にとっても、町民の皆様にとっても大変大きなメリットとなると考えます。

三春町では、主にどのような疾病、病気に対して国保税の支払いが多いのでしょうか。また、それらの予防にどのような対策を行っているのか、伺いたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長！

○保健福祉課長 お答えします。

医療費の抑制についてどのように考えるかというふうなことでのご質問かと思えます。

医療費を抑えることは大変重要なことだと考えております。町としては、現在実施しているものとして、健康管理ということで住民健診を受けて自分の体の状態を把握いただき、不具合の早期発見、早期治療に促すというふうなことで取組みをしております。

具体的には、住民健診の受診勧奨、集団健診の機会を逃した場合は施設健診の受診に促しを求め、通知あるいは電話勧奨などを行っております。健診結果によって、不具合が把握できた場合には、特定保健指導あるいは医療機関への治療の促しなど、保健師のほうからそういった促し、指導をしております。

それから、健康な体づくりとして介護予防事業の実施、あるいは各地区まちづくり協会に呼びかけております、健康なまちづくり推進会議によって行われます健康教室、各種団体や少人数に対するきらめき出前健康講座、これらも実施しております。

あわせて、健康づくりリーダーやサポーターを養成しておりますが、これらを活用した健康教室、栄養改善教室、男の料理教室などを実施しております。これらについての参加について、指導あるいは促しをしていきたいというふうなことで考えてございます。

3つ目は、各種予防接種でございます。事前の予防として、高齢者に対しては高齢者のインフルエンザワクチン接種、あわせて高齢者肺炎球菌ワクチンの接種など、それらの対象者について通知あるいは電話等での勧奨を行い、これらを含めて内容の効果的な実施あるいは充実を図っていきたいというふうなことで考えております。

それから、町民の疾病の傾向は把握しているかというふうな内容でございますが、平成26年度の三春町国民健康保険加入者の疾病傾向を把握してございます。これらについて申し上げますと、入院については、上位では統合失調症、関節疾患、あとは脳梗塞がございます。

外来では、糖尿病、高血圧症、慢性腎不全、こういった疾病が上位を占めております。

町としては、特定健診において血液検査、ヘモグロビンA1cと腎機能検査血清クレアチニンを追加項目として実施しております。糖尿病と慢性腎不全のリスクの高い方の早期発見と、医療での早期治療に結ぶ取組みとして行っておりますが、これらのリスクの高い方を健診結果によって把握した場合は、保健師による個別面接により健康相談、それから健康指導を行い、医療受診勧奨をし、定期的な訪問を行い、経過を見て指導をしているというふうな状況でございます。

さらに、平成27年度には町民健康講座として糖尿病対策の講座をメニュー別に4回実施し、また慢性腎不全についても、専門医師を招聘し講演会を実施するなどして、それぞれ多くの町民の方に参加をいただいております。

今後も傾向等を検証し、有効な施策として取り組んで参りたいと考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○5番(山崎ふじ子君) 第2の質問をいたします。学校給食費についてお尋ねいたします。

1、三春町の小中学生の学童生徒数は何人でしょうか。学童生徒数1人当たりに係る学校給食費はいくらでしょうか。

また、町として1人いからの助成を行っておりますでしょうか。

2、学校給食費を滞納している保護者は何人いらっしゃいますか。その主な理由は何と考えられますか。

3、町が学校給食費を全額助成する場合、幾らの予算が必要となりますか。また、町としては今後助成を増やしていくお考えがあるかどうか、伺いたいと思います。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

影山教育課長！

○教育課長 学校給食費についてお答えいたします。

町内小中学校の児童生徒数は、現在、小学生が785人、中学生が463人の計1,248人となっております。

児童・生徒1人当たりの学校給食費用は、平成27年度実績でございますが、年額で約10万6,400円でございます。このうち、町で負担している経費につきましては、半分強の約5万4,400円となっております。

給食費の滞納につきましては、町内8校全体で数名となっております、その理由については、全て家庭の事情によるものと聞いております。

町が給食費を全額助成した場合に要する予算についてですが、年間総額で約1億3,870万円が必要であり、これを全額助成する場合、このうち保護者負担分である約6,800万円が新たに公費負担となります。

今後の助成についての考え方につきましては、学校給食法では、給食施設の整備や人件費、修繕費は学校設置者が負担し、それ以外の経費である食材料費及び光熱水費については保護者負担と定められております。

町の現況といたしましては、食材料費のみ保護者にご負担いただき、光熱水費につきましては保護者の負担軽減のために他の経費とともに町が負担しております。したがって、今後の給食事業につきましても、今までどおりの負担区分で進めて参りたいと考えておりま

す。

なお、家庭の経済的理由により給食費用の負担等が難しい保護者に対しましては、町は就学援助費交付制度による支援措置を行って対応しているところでございます。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

山崎ふじ子君！

○5番（山崎ふじ子君） 将来、国、町を担っていく子供たちに対し、小中学校の義務教育は本来であれば国が学校行事、給食費など全ての学校に関わるものについては保障し、保護者の負担はなくすべきと私は考えます。

国の政策は他の先進国に比べ遅れていると言わざるを得ません。三春町でも少子化対策に取り組んでおられますが、近隣の町村でも少子化対策の一環として保護者の負担の助成を行っている町村が県南地区だけでもたくさんあります。

泉崎では、この4月から学校給食費を全額無料としました。石川町では66%の助成、浅川町は50%、矢祭町、小学校61%、中学校では50%の助成、平田村では3割助成を行っております。

三春町としても、少子化対策の一環としても取り組むべき課題の一つではないかと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

影山教育課長！

○教育課長 今、他町村でいろいろ給食費の助成とか、確かに取り組んでいるのを私のほうもこの質問をいただいて見ました。ただ、確かに他町村ではやって、いろんな施策やっているんですが、三春町としてもいろんな子育て支援、幅広く手厚くやっていると自負しております。今そういうものを推進しながら、検証しながら子育て支援策の有効性というものを今、手探りで進めているところでございます。

給食費のことですが、先ほど申したとおり、恒久財源として多額のお金が必要になるということなどから、緊縮財政の中、事務方としては先ほど申したとおり、今までの負担区分どおり進めていきたいということでもあります。ご理解願いたいと思います。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 7番佐藤一八君、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○7番（佐藤一八君） 先に通告しておきました事項について質問いたします。

まず、1点目ですが、火葬場建設についてであります。

三春町では、現在、郡山市や田村市の火葬場にお世話になっております。今、団塊の世代が高齢化を迎えるに当たり必ず必要になる施設と思っておりますが、町のお考えはどうか。

2、三春町に約30年くらい前に田村地区の火葬場建設の話があり、場所までがほぼ決まりましたが、一部周辺の反対により建設を断念した経過があります。もう一度見直しし、誰しもが一度はお世話になる施設だけに考えなければなりません。また、郡山地区の方によると、三春町独自の考えはどうかについて話も伺っております。町のお考えをお伺いいたします。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本副町長！

○副町長 1点目と2点目の質問は関連いたしますので、併せてお答えさせていただきます。

まず、現在の三春町の火葬の状況についてご説明いたします。

三春町の死亡者数であります。過去10年間では平均220人程度で推移しており、火葬に当たっては、隣接市である郡山市または田村市などの火葬場を使用させていただいているところでございます。

また、ご指摘のとおり、三春町においても、平成40年代後半から平成50年代前半にかけて、火葬件数がピークを迎えると考えられることから、これに対応できるよう火葬場の整備が必要であると考えております。

なお、火葬場の整備に際しては、町単独で設置する方法、共同で設置する方法がありますが、まだ検討する段階にはありません。

今後、基本的な考え方をまとめ、進め方について議会と協議して参りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

佐藤一八君！

○7番（佐藤一八君） ただいま答弁をいただきましたが、整備は必要と考えているというお話がありました。平成40年代から50年代前半にかけて火葬件数がピークという答弁がございました。今から検討していかなければ、遅過ぎるのではないかと私は考えるわけでございます。やはり協議を行って少しずつ前向きに進めて、ピークを迎える時期には稼働ができるような体制をしていくのが理想かなというふうに思っております。

一昨日、田村市で会合がありまして会合の席上の話ですが、今、田村市の火葬場が満杯で4日くらい待たないと利用ができないそうです。そういう意味合いから、我が町に火葬場建設は必要だと思って、また将来的に向けた取組みを進めていくべきと思います。その辺を踏まえて町のお考えはどうか、お伺いして質問を終わります。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本副町長！

○副町長 2つあったかと思えます。今からの検討が必要ではないかということ、あとは田村市の例をとると4日ほど待たされているようだがということであったかと思えます。

後のほうの田村市の4日待ちの件について先に述べさせていただきたいと思うんですが、担当課の調べによりますと、郡山市あるいは田村市においても、従来は3日程度の待ちが圧倒的に件数的に多かったんですが、最近は4日程度待たされるというのは確かに多くなっております。

ただ、混雑している時期などもございますので、だからといって非常に切迫している状態ということは、それぞれの市のほうからも伺ってはございません。そういうこともありますので、多少前よりは延びてはいるけども、逼迫はまだしていないのではないかというふうに見ているということが1点であります。

もう一つ、先にありました今からの検討が必要ということは全くそのとおりであると思えます。

ただ、三春町においては、かなり前に三春町でも火葬炉があった時代がございます。その時代から考えますと、もう40年近く三春町においては火葬場の維持管理業務、そういった行政についての経験がない、あるいは足りないということになりますので、まずは担当部署

をきちんと決めて、それに必要な人材を養成していく、あるいは周辺の市町村の状況を調べる、現況を調べる、課題をまとめていくといった基礎的な作業が必要となると思います。

ここ数年の間はそういった基礎的な作業にまずは取り組んで参りたいと。あわせて周辺の状況は逐次情報を入れながら、もし前倒しが検討が必要であればそれは柔軟に対応していきたいと、基本的にはそのように考えてございます。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○7番(佐藤一八君) 2点目の質問でございますが、白山屋内ゲートボール場の施設についてでございます。

三春町には白山屋内ゲートボール場と沢石屋内ゲートボール場の2施設があります。

白山屋内ゲートボール場は、早くつくった施設だけにトイレが別の場所につくられた建物になっており、春から秋は比較的よいのでありますが、冬になると水が凍結され使用できなくなります。そのため、トイレを屋内につくってほしいと言われてもおります。

白山屋内ゲートボール場は、現在毎日のように使用され、ゲートボール協会、グラウンドゴルフ協会、また町消防団訓練などに使用されており、現在、町から依頼を受けた貝山老人会やゲートボール白春会の方々に管理委託されており、白春会のゲートボール会の方が、毎日のようにトイレ掃除を行っております。できれば、室内トイレの改善を考えてみてはどうかについてお伺いいたします。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長!

○保健福祉課長 第2の質問にお答えをいたします。

白山屋内ゲートボール場については、平成2年に建設され、築25年以上が経過してございます。施設は、ほぼ毎日のように各種団体にご利用いただいております。管理については老人クラブ白春会に委託をし、清掃や周辺の草刈り等をお願いしております。

ご指摘のトイレについてでございますが、平成13年ごろに簡易水洗トイレを隣地に別棟として整備をし、利用していただいております。しかし、当時は冬期のゲートボール場利用を想定していなかったと思われ、凍結防止の対策が万全ではなく、そのため冬期はトイレを閉鎖し、代わって仮設トイレを設置して対応している状況でございます。

屋内ゲートボール場へのトイレの設置についてのご要望でございますが、すぐ隣に整備したトイレがございますので、冬期でも利用できるように、どのような整備をすればよいか調査をした上、修繕計画を立てて整備をしていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

佐藤一八君!

○7番(佐藤一八君) 修繕計画を立てて整備していくと答弁がありましたが、今のトイレを利用するのであれば、今、女子用の和式のトイレを簡易洋式ですか、簡易洋式にすれば比較的汚れは少なくて済むのかなあというふうに思っております。そして、冬でも利用できる修繕していただければ、当面はよいと思います。

使用する人よりも清掃する人のことを考えて、やはり早めに対応して検討していただければいいのかなというふうに思っております。その辺を踏まえて町ではどのようにしていくか、

お答えをいただければありがたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長！

○保健福祉課長 トイレの修繕についてのお質しかと思いますが、基本的に隣接している現在のトイレを修繕し、冬期も利用できるように考えていきたいと思っています。

ご提案のあった女子トイレの簡易洋式について、これらについてもどのようにすればそのようなことが可能なのか調査をした上で、それらも修繕計画の中に盛り込んで管理しやすいような、あるいは利用しやすいような整備を検討して参りたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 4番松村妙子君、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○4番(松村妙子君) 議長に許可を得ましたので、先に通告しました2点について質問させていただきます。

1つ目は、マイナンバー制度の運営について。国民に番号を割り当てるマイナンバー制度、2015年10月から番号制度通知が始まりました。社会保障・税番号制度の導入に伴い、市町村には通知カード、個人番号カードの交付について対応するよう求められています。そこで、4点についてお尋ねいたします。

1つ目には、個人番号カード交付事務を行うため、事務処理に必要な人員の確保や、事務処理の状況についてお尋ねいたします。

2つ目には、配達できなかった簡易郵便(マイナンバー通知)の受取人の所在調査について、受け取り不明な方の状況をお尋ねいたします。

3つ目、マイナンバー制度導入時の混乱に乗じた詐欺の防止や、個人番号カードの円滑な交付の推進のための周知広報についてお尋ねいたします。

4つ目、マイナンバー制度の運営に係る町としての負担状況についてお尋ねいたします。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

遠藤住民課長！

○住民課長 1点目の質問にお答えいたします。個人番号カードの交付事務についてですが、交付方法は、大きく分けて2つの方法があります。

まず、個人が直接、地方公共団体システム機構に申請書を送付し、役場へ来庁してカードを受け取る方法と、役場窓口などで職員が申請書類を確認、受け付けして地方公共団体システム機構に申請書を送付、自宅へカードが郵送される方法の2つであります。

町では、スムーズなカード交付を進めるために町内各地区へ臨時的個人番号カード受付所を開設して対応して参りました。

なお、個人番号カード交付事務の人員について、臨時職員1名増員と職員の時間外勤務により対応しております。当初、システム不具合などによって、カード発行業務に少々時間を要しておりましたが、現在は、勤務時間内で処理をしております。

続きまして、2点目の個人番号の通知カードの配達できなかった受取人の所在調査についてですが、当初、6,252世帯へ簡易書留で送付し、返戻されたのが327世帯でありまし

た。それについて、町広報、防災無線、ホームページなどで周知に努め、現在は73世帯まで減らしてきております。今後も、事情があつて受け取れない方を除いて、できる限り配布に努めて参りたいと考えております。

3点目の詐欺防止につきましては、町広報やホームページでの周知に加え、チラシを作成して配布したいと考えております。

4点目のマイナンバー制度の運営に係る経費は、システム改修及び個人番号カード交付に係る人件費などは地方交付税、補助金などにより補填されております。

なお、平成27年度に町単独で支出した経費は、町民サービスの一環として行った写真撮影等の経費17万円となっております。

○議長 質問があればこれを許します。

松村妙子君！

○4番（松村妙子君） 只今いただきました答弁の最後になりますが、平成27年度に町単独で支出した経費は、町民サービスの一環として行った写真撮影経費17万円であるということでありましたが、本来、全額が国庫負担で賄うべきであると思います。

これから先、平成28年度以降についても、相当数の交付が見込まれると思いますが、これに対して十分な補助金額が確保されるか明確ではない状態で、今以上に町の負担は強いられると思います。これに対して町としてはどのような対応をしていくのか、お尋ねいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

遠藤住民課長！

○住民課長 ただいまの質問についてお答えいたします。

先ほども申し上げましたが、カード、個人カードの個人番号カードの事務費等については国のほうで交付税及び補助金等で全額負担してくれる、補填してくれるということになっております。それで、個人番号カードについて写真等の撮影については、町単独で出しているというふうなことでご説明申し上げましたが、それについては、基本的に近隣市町村等は写真等の撮影は行っておりません。

三春町が窓口いらした方について、本来、写真を持ってこなくちゃいけないというふうなその分を町のほうの経費として対応しているというふうなものが写真撮影の経費17万、27年度の17万です。

今後、その分についてまた出てくるかと思いますが、現実的に個人で申請する方と窓口いらっしゃる方というふうに分けられますので、最大、今後見込まれるのは約70万から80万ぐらいかなというふうに見込んでおります。

以上です。

現実的に国のほうに要望するというふうなことですね、形では、ほかの市町村の動向を見ながら対応していきたいと、支出す残り70万から80万について、それについては他の市町村と同じような形で町のほうも考えていきたいと思っております。

○議長 質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 第2の質問を許します。

○4番（松村妙子君） 第2の質問について、認知症サポーターについて。

認知症サポーターとは、尊厳を持って最後まで自分らしくありたい、これは誰しもが望むことだと思います。この願いを阻み、深刻な問題になっているのが認知症です。認知症は今

や老後の最大の不安となっております。超高齢化社会を迎えろうとする日本にとって、重要課題の一つとなっております。認知症は誰にでも起こり得る脳の病気に起因するものであります。85歳以上では4人に1人にその症状があると言われております。今後、高齢化に伴い、認知症高齢者数も増加することが予想されております。そこで、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指し、日本各地で認知症サポーター養成講座が開催されております。そこで、3点についてお尋ねいたします。

1つには、認知症サポーター養成者数は何人いるのか。年代別に分けてお尋ねいたします。

2点目には、認知症サポーター養成者数の目標を設定しているのか、お尋ねいたします。

3点目、認知症サポーターを人材としてどのように活躍していただくのか、お尋ねいたします。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長！

○保健福祉課長 第2の質問にお答えをいたします。

認知症サポーターの養成については、当町では、平成19年度から取り組みをしております。28年3月末現在、累計で約1,100名のサポーターが誕生してございます。年代別の講座受講者数でございますが、10代が4名、20代69名、30代86名、40代86名、50代189名、60代269名、70代以上が392名となっております。

サポーターの養成数の目標については、特に具体的な数値は設定してございません。

現在までの養成講座は町内各団体中心に開催してございましたが、少しでも多くの方にサポーターになっていただけるよう町内企業や一般町民の方、さらには学校での取り組みとして小中学生に対しても受講を呼びかけているところでございます。

認知症サポーターは、認知症を正しく理解し、認知症の方やそのご家族を地域等で温かく見守る応援者として定義しております。

サポーターは、何か特別なことをするわけではございませんが、日常生活の中で近隣高齢者の様子がいつもと違うと気づいた際や、地域で見れない人を見かけたときなど、その方に対する声かけや関係機関につなぐといった、自分でできる範囲で活動していただくこととしております。

こうしたことにより、認知症になっても住みなれた地域で生活していくことが可能と考えております。

今後も、幅広い年齢層のサポーター養成に取り組んで参りたいと考えておりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

松村妙子君！

○4番（松村妙子君） ただいま答弁いただきました年代別に見ますと、年齢層が上がるとともに受講者も増えていると思います。

若い世代の方々においても、学校での取り組みとして小学校、中学校に対しても受講を呼びかけていただけるということで安心しました。

例えば、金融関係の窓口業務の職員がサポーターであれば、認知症の方の振り込め詐欺被害なども防ぐことを期待されるかと思いますが、今後どのような取り組みをされるのか、お尋ねいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長！

○保健福祉課長 認知症サポーター養成講座の金融機関等の受講状況についてのお質しか
と思います。

これにつきまして、町内の金融機関ですが、企業において開催したところ、しないところ
などさまざまでございます。振り込め詐欺防止のために重要なことであると考えております。
早期に実施したところ、または未実施のところについては開催について打診したところ、早
い時期に開催したいといった意向を確認してございます。

また、人事異動や新採用等で未受講の職員についても、受講ができるように機会をつくっ
て参りたいと思って考えておりますので、ご理解のほどお願いしたいと思ひます。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

……………・散 会 宣 言 ・……………

○議長 これにて、一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これで散会いたします。ご苦労さまでした。

(午後2時21分)

平成28年6月9日（木曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1番 新田 信二	2番 本 田 忠 良	3番 影 山 初 吉
4番 松 村 妙 子	5番 山 崎 ふじ子	6番 鈴 木 利 一
7番 佐 藤 一 八	8番 渡 辺 正 久	9番 三 瓶 文 博
10番 佐久間 正 俊	11番 小 林 鶴 夫	12番 橋 本 善 次
13番 影 山 常 光	14番 日下部 三 枝	15番 佐 藤 弘
16番 陰 山 丈 夫		

2 欠席議員は次のとおりである。

な し

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長 佐久間 收 書記 久保田 浩

4 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	鈴 木 義 孝
副町長	坂 本 浩 之

総務課長	佐久間 幸 久	財務課長	佐 藤 保 良
住民課長	遠 藤 信 行	除染対策課長	村 田 浩 憲
税務課長	増 子 伸 一	保健福祉課長	佐久間 孝 夫
産業課長	新 野 徳 秋	建設課長	伊 藤 朗
会計管理者兼 会計室長	遠 藤 弘 子	企業局長	滝 波 広 寿

教育委員会委員長 職務代理者	橋 本 稔	教育長	遠 藤 真 弘
教育次長兼教育課 長	影 山 敏 夫	生涯学習課長	本 間 徹

農業委員会会長	大 内 昭 喜
---------	---------

代表監査委員	大 津 茂
--------	-------

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 平成28年6月9日（木曜日） 午後2時00分開会

第1 付託陳情事件の委員長報告及び審査

第2 付託議案の委員長報告

第3 議案の審議

議案第66号 三春町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第67号 三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第68号 非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

議案第69号 人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて

- 議案第70号 人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
- 議案第71号 平成28年度三春町一般会計補正予算（第2号）について
- 議案第72号 平成28年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第73号 平成28年度三春町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第74号 平成28年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第2号）について

6 会議次第は次のとおりである。

（開会 午後2時00分）

○議長 開会に先立ち、脱衣を許します。

……………・開 会 宣 言 ・……………

○議長 ただいまより、本日の会議を開きます。

……………・付託陳情事件の委員長報告及び審査 ・……………

○議長 日程第1により、付託陳情事件の委員長報告並びに審査を行います。付託陳情事件の委員長報告を求めます。

文教厚生常任委員長！

○文教厚生常任委員長 文教厚生常任委員会が6月定例会において付託を受けた陳情事件について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、審査については、6月6日、第3委員会室において開会いたしました。

陳情事件第4号 国からの「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援を要請する意見書の提出を求める陳情書

陳情者 福島市上浜町10-38 福島県教職員組合 中央執行委員長 角田 政志

田村市船引町東部台1-137 福島県教職員組合田村支部 支部長代行 吉田 光裕

本陳情は、次の事項を内容とする意見書の提出を求めるものであります。

陳情項目、東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、平成29年度以降も全額国費で支援する「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援に必要な予算確保を行うために、国の関係機関に意見書を提出すること。

以上について、教育長及び教育次長の同席を求め、慎重に審査いたしました結果、本陳情については、全員一致、採択すべきものと決しました。

以上、文教厚生委員会の報告といたします。

○議長 ただいまの委員長報告に質疑があればこれを許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

ただいまの委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決定しました。

……………・付託議案の委員長報告 ・……………

○議長 日程第2により、付託議案の委員長報告を求めます。

総務常任委員長！

○総務常任委員長 総務常任委員会が本定例会において、会議規則の規定により付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は6月3日に日程設定を行い、6月6日及び9日の3日間、第1委員会室

において開会いたしました。

議案第66号 三春町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について

税務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第68号 非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

総務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第71号 平成28年度三春町一般会計補正予算（第2号）について

財務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

○議長 経済建設常任委員長！

○経済建設常任委員長 経済建設委員会が本定例会において、会議規則の規定により付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は6月3日に日程設定を行い、6月6日、9日の3日間、第4委員会室において開会し、6月6日には現地調査も行いました。

議案第71号 平成28年度三春町一般会計補正予算（第2号）について

産業課長、建設課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、経済建設常任委員会の報告といたします。

○議長 文教厚生常任委員長！

○文教厚生常任委員長 文教厚生常任委員会が本定例会において、会議規則の規定により付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は、6月3日に日程設定を行い、6月6日及び9日は第3委員会室において開会し、6月7日には現地調査を行い、合わせて4日間、開会いたしました。

議案第67号 三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第72号 平成28年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第73号 平成28年度三春町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

以上3案について、保健福祉課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第71号 平成28年度三春町一般会計補正予算（第2号）について

教育長、教育次長、生涯学習課長及び保健福祉課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。

○議長 なお、議案第69号、議案第70号及び議案第74号の3議案につきましては、委員会に付託せず全体会で行いましたので、申し添えます。

…………… 議 案 の 審 議 ……………

○議長 日程第3により、議案の審議を行います。

議案第66号「三春町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第66号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議案第67号「三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(議長の声あり)

○議長 発言を求める声がありますので、まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

○議長 5番山崎ふじ子君！

○5番(山崎ふじ子君) 私はこの議案に対しまして、反対の立場から討論いたします。

三春町国民健康保険税の資産割を外し、他の税率に振り分けなかったことに対しましては、大変評価いたします。

しかし、町民の生活実態から申しますと、一般質問で出されたモデルケース、年収400万、所得260万円の4人家族の世帯では、年間45万円の負担となり、大変重い負担と考えます。基金を取り崩し、更なる負担軽減をすべきと考えますので、議案67号に対しまして反対いたします。

○議長 次に、賛成討論の発言を許します。

(議長の声あり)

○議長 6番鈴木利一君！

○6番(鈴木利一君) 私は、本案に賛成の立場で討論を行います。

国保会計は、一般の会計と異なり、最初に1年間の医療給付費などの歳出総額を見積り、それに見合った歳入を確保しなければならない大きな特徴があります。万が一にも、歳入不足にならないわけであります。

そのような中であっても、三春町の国保財政は健全運営を続けているわけであります。

本案は、前年度まで所得割、資産割、平等割、均等割の4方式によって按分して課税する方式をとっていたものを、今年度から資産割を廃止をし、3方式によって課税をするようにするものであり、実質的には減税となる改正であります。

したがって、国保財政の健全運営と税負担の公平・公正の観点から、本案に賛成するものであります。

以上申し上げて、賛成討論といたします。

○議長 ほかに討論は、ありませんか。

(なしの声あり)

○議長　　ないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより、議案第67号を採決いたします。この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

したがいまして、本案は委員長報告のとおり、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立14名)

1 番新田信二議員、2 番本田忠良議員、3 番影山初吉議員、4 番松村妙子議員、
6 番鈴木利一議員、7 番佐藤一八議員、8 番渡辺正久議員、9 番三瓶文博議員、
1 0 番佐久間正俊議員、1 1 番小林鶴夫議員、1 2 番橋本善次議員、1 3 番影山常光議員、
1 4 番日下部三枝議員、1 5 番佐藤弘議員

○議長　　起立多数であります。

議案第67号は原案のとおり可決されました。

議案第68号「非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

○議長　　これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長　　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

(なしの声あり)

○議長　　討論なしと認めます。

これより、議案第68号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長　　異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議案第69号「人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて」を議題とします。

○議長　　これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長　　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、人事案件でありますので、討論を省略して採決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長　　異議なしと認めます。

これより、議案第69号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長　　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、加藤康子氏を人権擁護委員候補者として推薦することに、同意することに決定いたしました。

議案第70号「人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて」を議題とします。

○議長 これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、人事案件でありますので、討論を省略して採決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

これより、議案第70号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、高橋正美氏を人権擁護委員候補者として推薦することに、同意することに決定しました。

議案第71号「平成28年度三春町一般会計補正予算(第2号)について」を議題とします。

歳入歳出全般について、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第71号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議案第72号「平成28年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第72号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議ありの声あり)

○議長 ただいまの議長の宣告に対し、異議がありました。

この場合の申し立ては、会議規則第83条の規定により、2人以上を必要とします。異議のある方の挙手を求めます。

(挙手1名) 5番山崎ふじ子議員

○議長 挙手2人未満であり、異議の申し立ては成立いたしません。議長の宣告は確定いたしました。

改めて申し上げます。議案第72号は、原案のとおり決することに、異議ないものと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第73号「平成28年度三春町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第73号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議案第74号「平成28年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第74号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま11番小林鶴夫君ほか2名より、

議案第75号「被災児童生徒就学支援等事業交付金による十分な就学支援を要請する意見書の提出について」の議案が提出されました。

この際、日程に追加して議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、議案第75号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

議案書を配付いたしますので、少々お待ち願います。

（議案書 配布）

○議長 配布漏れはありませんか。

○議長 議案第75号「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援を要請する意見書の提出についてを議題といたします。

趣旨説明を求めます。12番小林鶴夫君！ 11番小林鶴夫君！

○11番(小林鶴夫議員) 議案第75号「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援を要請する意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援を要請する意見書を、別紙のとおり関係機関に提出するものとする。

平成28年9月9日提出

提案者 三春町議会議員 小林鶴夫

賛成者 三春町議会議員 新田信二

賛成者 三春町議会議員 三瓶文博

意見書の内容並びに提出先等につきましては、お手元に配布いたしました意見書のとおりであります。

平成28年6月9日 三春町議会議長 陰山丈夫

に以上、提出するものであります。

ご審議の上、可決くださるよう、よろしくお願いいたします。

○議長 ただいまの説明に対する質疑を許します。

(議長の声あり)

○議長 15番佐藤弘君!

○15番(佐藤弘君) 説明の時ですね、提出日、6月9日を9月9日と、こういうふうに関こえたんですけども。6月9日。

○11番(小林鶴夫君) 6月9日でございます。

○議長 その他、質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第75号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決し、各関係機関に意見書を提出することに決しました。

申し遅れましたが、執行側より、一身上の都合により、武地優子教育委員会委員長が欠席となり、教育長、教育委員長代理者として、橋本稔教育委員会委員長職務代理者が出席する旨の届出がありましたので報告いたします。大変申し訳ありませんでした。

○議長 ただいま、総務、経済建設、文教厚生各常任委員会委員長、並びに議会運営委員会委員長より所管に係る事項について、会議規則第71条の規定により、閉会中の審査、調査について、別紙のとおり申し出がありましたので、閉会中の審査、調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員長、並びに議会運営委員会委員長より申し出のとおり、所管に係る事項について、閉会中の審査、調査に付することに決定いたしました。

○議長 ただいま、桜川河川改修対策、三春町町立学校再編等調査、三春町議会広報広聴の各特別委員会委員長より、所管に係る事項について、会議規則第71条の規定により、閉会中の審査、調

査について、別紙のとおり申し出がありましたので、閉会中の審査、調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各特別委員会の委員長より申し出のとおり、所管に係る事項について、閉会中の審査、調査に付することに決定いたしました。

……………町長挨拶……………

○議長 本定例会の会議に提出された議案は、全て終了いたしました。

ここで町長より発言があれば、これを許します。

鈴木町長！

○町長 6月定例会に提案をいたしました議案について、議員の皆様方、精力的に審査をしていただきまして、全議案可決、同意をしていただきまして誠にありがとうございます。

定例会が終わりますと、梅雨が目の前であります。非常に気候的に暮らしやすい気候になるんじゃないかこのように思いますが、どうか健康に留意のうえ、ご活躍を心からご祈念を申し上げて挨拶いたします。ありがとうございました。

……………閉会宣言……………

○議長 これをもって、平成28年三春町議会6月定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

(閉会 午後2時30分)

上記、会議の経過を記載して相違ないことを証するためここに署名する。

平成28年6月9日

福島県田村郡三春町議会

議 長 陰 山 丈 夫

署 名 議 員 本 田 忠 良

署 名 議 員 影 山 初 吉

議案審議結果一覧表

議案番号	件名	採決	議決の状況
議案第66号	三春町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について	全員	原案可決
議案第67号	三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	14名賛成 1名反対	原案可決
議案第68号	非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全員	原案可決
議案第69号	人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて	全員	同意
議案第70号	人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて	全員	同意
議案第71号	平成28年度三春町一般会計補正予算(第2号)について	全員	原案可決
議案第72号	平成28年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について	14名賛成 1名反対	原案可決
議案第73号	平成28年度三春町介護保険特別会計補正予算(第1号)について	全員	原案可決
議案第74号	平成28年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算(第2号)について	全員	原案可決
議案第75号	「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援を要請する意見書の提出について	全員	原案可決